



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年3月15日金曜日 第2453号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則..... (障害福祉課) ... 117

愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則..... ( " ) ... 121

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則..... ( " ) ... 122

愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第2項のサービスの提供に関する記録を定める規則... ( " ) ... 125

愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則..... ( " ) ... 125

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則..... ( " ) ... 125

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則..... (長寿介護課) ... 127

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則..... ( " ) ... 129

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則..... ( " ) ... 130

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則..... ( " ) ... 132

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則..... ( " ) ... 139

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則..... ( " ) ... 147

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則..... ( " ) ... 149

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則..... ( " ) ... 151

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例の施行期日を定める規則..... (都市計画課) ... 153

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則..... ( " ) ... 153

## 告 示

石鎚国定公園の公園事業の一部決定..... (自然保護課) ... 153

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 153

指定医療機関の廃止の届出..... ( " ) ... 153

医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定..... ( " ) ... 154

介護機関(居宅介護事業者)の指定..... ( " ) ... 154

介護機関(居宅介護支援事業者)の指定..... ( " ) ... 154

介護機関(介護予防事業者)の指定..... ( " ) ... 154

指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(3件)..... ( " ) ... 154

指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更(2件)..... ( " ) ... 155

指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の変更..... ( " ) ... 156

指定介護機関(介護予防事業者)の変更(3件)..... ( " ) ... 156

指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の変更..... ( " ) ... 157

指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出..... ( " ) ... 157

指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出..... ( " ) ... 158

医師の指定..... (障害福祉課) ... 158

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 158

監視伝染病発生予防検査の実施..... (畜産課) ... 159

監視伝染病の発生予防のための注射の実施..... ( " ) ... 160

保安林の指定の解除(2件)..... (森林整備課) ... 160

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生..... (水産課) ... 160

漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅..... ( " ) ... 161

自動車専用道路の指定..... (道路維持課) ... 162

車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定..... ( " ) ... 162

車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法..... ( " ) ... 162

公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の変更..... (建築住宅課) ... 163

道路の供用開始(県道西条久万線)..... (東予地方局管理課) ... 163

土地改良区役員就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 163

建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 163

道路の区域変更(一般国道381号)..... (南予地方局管理課) ... 163

道路の区域変更(県道嵐田之浜岩松線)..... ( " ) ... 164

道路の区域変更(県道御内下畑地線)..... ( " ) ... 164

道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....	（南予地方局愛南土木事務所）... 164
道路の区域変更（県道久良城辺線）.....	（ " ）... 164
道路の供用開始（県道久良城辺線）.....	（ " ）... 165
道路の供用開始（県道高瀬松溪線）.....	（南予地方局西予土木事務所）... 165

## 公 告

技能検定の合格者.....	（労政雇用課）... 165
---------------	----------------

## 人事委員会規則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則.....	（人事委員会事務局）... 173
単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則.....	（ " ）... 174

## 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....	（警察本部交通規制課）... 175
--------------------------	--------------------

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	（選挙管理委員会）... 175
政治団体の届出事項の異動の届出.....	（ " ）... 176
政治団体の解散の届出.....	（ " ）... 177
資金管理団体の届出.....	（ " ）... 178
資金管理団体の解散の届出.....	（ " ）... 178
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	（ " ）... 178
漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	（ " ）... 179
衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨.....	（ " ）... 179

## 規 則

## ○愛媛県規則第2号

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（指定居宅介護事業者が支給決定障害者等から支払を受けることができる費用）

**第3条** 条例第22条第3項の規則で定める費用は、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合に要する交通費とする。

（重度訪問介護等に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が支給決定障害者等から支払を受けることができる費用）

**第4条** 条例第44条において準用する条例第22条第3項の規則で定める費用については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定居宅介護」とあるのは、「重度訪問介護等に係る指定障害福祉サービス」と読み替えるものとする。

（同居家族に対して基準該当居宅介護を提供することができる場合）

**第5条** 条例第48条第1項ただし書の規則で定める場合は、次のいずれにも該当する場合とする。

- （1）居宅介護に係る利用者が、離島、山間等のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- （2）居宅介護が条例第45条第3項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- （3）居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

（基準該当居宅介護事業者等が支給決定障害者等から支払を受けることができる費用）

**第6条** 条例第49条において準用する条例第22条第3項の規則で定める費用については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定居宅介護」とあるのは、「基準該当居宅介護等」と読み替えるものとする。

（指定療養介護事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用）

**第7条** 条例第56条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- （1）日用品費

- (2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  
(指定療養介護の提供に関する記録)

**第8条** 条例第77条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養介護計画
- (2) 条例第55条第1項の規定によるサービスの提供の記録
- (3) 条例第67条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第75条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 条例第78条において準用する条例第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第78条において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録  
(指定生活介護事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

**第9条** 条例第84条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 創作的活動に係る材料費
- (3) 日用品費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号の費用については、基準省令第82条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定生活介護の提供に関する記録)

**第10条** 条例第95条において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については、第8条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第95条において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する生活介護計画」と、同条第2号中「条例第55条第1項」とあるのは「条例第95条において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「条例第67条」とあるのは「条例第90条」と、同条第4号中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第95条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第95条」と読み替えるものとする。

(基準該当生活介護事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

**第11条** 条例第98条において準用する条例第84条第3項の規則で定める費用については、第9条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第4号中「指定生活介護」とあるのは「基準該当生活介護」と、同条第2項中「基準省令第82条第4項」とあるのは「基準省令第95条において準用する基準省令第82条第4項」と読み替えるものとする。

(指定短期入所事業者が支給決定障害者等から支払を受けることができる費用)

**第12条** 条例第105条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 光熱水費
- (3) 日用品費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、基準省令第120条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(基準該当短期入所事業者が支給決定障害者等から支払を受けることができる費用)

**第13条** 条例第112条において準用する条例第105条第3項の規則で定める費用については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第4号中「指定短期入所」とあるのは「基準該当短期入所」と、同条第2項中「基準省令第120条第4項」とあるのは「基準省令第125条の3において準用する基準省令第120条第4項」と読み替えるものとする。

(指定重度障害者等包括支援事業者が支給決定障害者等から支払を受けることができる費用)

**第14条** 条例第123条において準用する条例第22条第3項の規則で定める費用については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定居宅介護」とあるのは、「指定重度障害者等包括支援」と読み替えるものとする。

(指定共同生活介護事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

**第15条** 条例第130条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食材料費
- (2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者を支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
- (3) 光熱水費
- (4) 日用品費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるもの

のに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(指定共同生活介護の提供に関する記録)

**第16条** 条例第141条において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については、第8条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第141条において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する共同生活介護計画」と、同条第2号中「条例第55条第1項」とあるのは「条例第141条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「条例第67条」とあるのは「条例第141条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第141条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第141条」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練(機能訓練)事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

**第17条** 条例第146条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 日用品費
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号の費用については、基準省令第159条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定自立訓練(機能訓練)の提供に関する記録)

**第18条** 条例第149条において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については、第8条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第149条において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第2号中「条例第55条第1項」とあるのは「条例第149条において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「条例第67条」とあるのは「条例第149条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第149条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第149条」と読み替えるものとする。

(基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

**第19条** 条例第151条において準用する条例第146条第3項の規則で定める費用については、第17条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第3号中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「基準該当自立訓練(機能訓練)」と、同条第2項中「基準省令第159条第4項」とあるのは「基準省令第164条において準用する基準省令第159条第4項」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練(生活訓練)事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

**第20条** 条例第157条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第157条第4項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 光熱水費
- (3) 居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 日用品費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

3 第1項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、基準省令第170条第5項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する記録)

**第21条** 条例第158条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第159条において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する自立訓練(生活訓練)計画
- (2) 条例第156条第1項及び第2項の規定によるサービスの提供の記録
- (3) 条例第159条において準用する条例第90条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第159条において準用する条例第75条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 条例第159条において準用する条例第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第159条において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(基準該当自立訓練(生活訓練)事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

**第22条** 条例第161条において準用する条例第146条第3項の規則で定める費用については、第17条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第3号中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「基準該当自立訓練(生活訓練)」と、同条第2項中「基準省令第159条第4項」とあるのは「基準省令第173条において準用する基準省令第159条第4項」と読み替えるものとする。

(指定就労移行支援の事業についての準用)

**第23条** 条例第172条において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については第8条の規定を、条例第172条において準用する条例第146条第3項の規則で定める費用については第17条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第8条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第172条において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する就労移行支援計画」と、同条第2号中「条例第55条第1項」とあるのは「条例第172条において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「条例第67条」とあるのは「条例第172条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第172条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第172条」と、第17条第1項第3号中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「指定就労移行支援」と、同条第2項中「基準省令第159条第4項」とあるのは「基準省令第184条において準用する基準省令第159条第4項」と読み替えるものとする。

(指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する利用者及び従業者以外の者の数)

**第24条** 条例第184条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数
- (2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれかが多い数
- (3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれかが多い数

(指定就労継続支援A型の事業についての準用)

**第25条** 条例第185条において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については第8条の規定を、条例第185条において準用する条例第146条第3項の規則で定める費用については第17条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第8条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第185条において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する就労継続支援A型計画」と、同条第2号中「条例第55条第1項」とあるのは「条例第185条において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「条例第67条」とあるのは「条例第185条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第185条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第185条」と、第17条第1項第3号中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「指定就労継続支援A型」と、同条第2項中「基準省令第159条第4項」とあるのは「基準省令第197条において準用する基準省令第159条第4項」と読み替えるものとする。

(指定就労継続支援B型の事業についての準用)

**第26条** 条例第190条において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については第8条の規定を、条例第190条において準用する条例第146条第3項の規則で定める費用については第17条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第8条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第190条において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する就労継続支援B型計画」と、同条第2号中「条例第55条第1項」とあるのは「条例第190条において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「条例第67条」とあるのは「条例第190条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第190条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第190条」と、第17条第1項第3号中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「指定就労継続支援B型」と、同条第2項中「基準省令第159条第4項」とあるのは「基準省令第202条において準用する基準省令第159条第4項」と読み替えるものとする。

(基準該当就労継続支援B型の事業についての準用)

**第27条** 条例第194条において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については第8条の規定を、条例第194条において準用する条例第146条第3項の規則で定める費用については第17条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第8条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第194条において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第2号中「条例第55条第1項」とあるのは「条例第194条において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「条例第67条」とあるのは「条例第194条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第194条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第194条」と、第17条第1項第3号中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「基準該当就労継続支援B型」と、同条第2項中「基準省令第159条第4項」とあるのは「基準省令第206条において準用する基準省令第159条第4項」と読み替えるものとする。

(指定共同生活援助の事業についての準用)

**第28条** 条例第201条において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については第8条の規定を、条例第201条において準用する条例第130条第3項の規則で定める費用については第15条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第8条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第201条において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する共同生活援助計画」と、同条第2号中「条例第55条第1項」とあるのは「条例第201条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「条例第67条」とあるのは「条例第201条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第201条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第201条」と、第15条第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、同条第5号中「指定共同生活介護」とあるのは「指定共同生活援助」と読み替えるものとする。

(特定基準該当障害福祉サービスの事業についての準用)

**第29条** 条例第210条第1項において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については、第8条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第210条第1項において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第2号中「条例第55条第1項」とあるのは「条例第210条第1項において準用する条例第20条第

- 1 項」と、同条第3号中「条例第67条」とあるのは「条例第210条第2項から第5項までにおいて準用する条例第90条」と、同条第4号中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第210条第2項から第5項までにおいて準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第210条第1項」と読み替えるものとする。
- 2 条例第210条第2項において準用する条例第84条第3項の規則で定める費用については、第9条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第4号中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、同条第2項中「基準省令第82条第4項」とあるのは「基準省令第223条第2項において準用する基準省令第82条第4項」と読み替えるものとする。
- 3 条例第210条第3項において準用する条例第146条第3項の規則で定める費用については、第17条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第3号中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、同条第2項中「基準省令第159条第4項」とあるのは「基準省令第223条第3項において準用する基準省令第159条第4項」と読み替えるものとする。
- 4 条例第210条第4項において準用する条例第157条第3項の規則で定める費用については、第20条第1項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第1項第3号中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、同条第3項中「基準省令第170条第5項」とあるのは「基準省令第223条第4項において準用する基準省令第170条第5項」と読み替えるものとする。
- 5 条例第210条第5項において準用する条例第146条第3項の規則で定める費用については、第17条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第3号中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、同条第2項中「基準省令第159条第4項」とあるのは「基準省令第223条第5項において準用する基準省令第159条第4項」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県規則第3号

愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この規則で使用使用する用語は、条例で使用使用する用語の例による。

（支給決定障害者から支払を受けることができる費用）

**第3条** 条例第23条第3項の規則で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

(1) 生活介護を行う場合 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 創作的活動に係る材料費

ウ 日用品費

エ アからウまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 日用品費

ウ ア及びイに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(3) 施設入所支援を行う場合 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

イ 基準省令第19条第3項第3号口の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、基準省令第19条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第4条** 条例第43条の規定による金銭の管理は、次に定めるところによりするものとする。

- (1) 利用者に係る給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 利用者が退所した場合は、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(施設障害福祉サービスの提供に関する記録)

**第5条** 条例第61条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第21条第1項及び第2項の規定によるサービスの提供の記録
- (2) 施設障害福祉サービス計画
- (3) 条例第44条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第53条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 条例第57条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第59条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### ○愛媛県規則第4号

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第55号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(療養介護の提供に関する記録)

**第3条** 条例第9条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養介護計画
- (2) 条例第28条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (3) 条例第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第32条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(療養介護事業所の職員の配置の基準)

**第4条** 条例第12条第1項の療養介護事業所の職員(同項第1号から第3号までに掲げる職員を除く。)は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

2 条例第12条第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3 条例第12条第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

4 条例第12条第1項第5号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(生活介護事業所の職員の配置の基準)

**第5条** 条例第39条第1項及び第4項の生活介護事業所の職員(同条第1項第1号の管理者を除く。)は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

2 条例第39条第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3 条例第39条第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

4 条例第39条第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(生活介護事業所に従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準)

**第6条** 生活介護事業所に従たる事業所を設置する場合は、主たる事業所及び従たる事業所の職員(管理者及びサービス管理責任者を除く。)のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(生活介護の提供に関する記録)

**第7条** 条例第50条において準用する条例第9条第2項の規則で定める記録については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第50条において読み替えて準用する条例第17条第1項に規定する生活介護計画」と、同条第2号中「条例第28条第2項」とあるのは「条例第50条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「条例第30条第2項」とあるのは「条例第50条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「条例第32条第2項」とあるのは「条例第50条において準用する条例第32条第2項」と読み替えるものとする。

(自立訓練(機能訓練)事業所の職員の配置の基準)

**第8条** 条例第52条第1項、第2項及び第4項の自立訓練(機能訓練)事業所の職員(同条第1項第1号の管理者を除く。)は、専ら当該自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

2 条例第52条第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練(機能訓練)事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練(機能訓練)事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練(機能訓練)事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3 条例第52条第1項第2号の看護職員及び生活支援員のうち、それぞれ1人以上は、常勤でなければならない。

4 条例第52条第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(自立訓練(機能訓練)事業所に従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準)

**第9条** 自立訓練(機能訓練)事業所に従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準については、第6条の規定を準用する。

(自立訓練(機能訓練)の提供に関する記録)

**第10条** 条例第55条において準用する条例第9条第2項の規則で定める記録については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第55条において読み替えて準用する条例第17条第1項に規定する自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第2号中「条例第28条第2項」とあるのは「条例第55条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「条例第30条第2項」とあるのは「条例第55条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「条例第32条第2項」とあるのは「条例第55条において準用する条例第32条第2項」と読み替えるものとする。

(耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない宿泊型自立訓練事業所の建物の要件)

**第11条** 条例第58条第7項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(自立訓練(生活訓練)事業所の職員の配置の基準)

**第12条** 条例第59条第1項及び第2項の自立訓練(生活訓練)事業所の職員(同条第1項第1号の管理者を除く。)は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

2 条例第59条第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練(生活訓練)事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練(生活訓練)事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練(生活訓練)事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3 条例第59条第1項第2号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

4 条例第59条第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(自立訓練(生活訓練)事業所に従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準)

**第13条** 自立訓練(生活訓練)事業所に従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準については、第6条の規定を準用する。

(自立訓練(生活訓練)の提供に関する記録)

**第14条** 条例第60条において準用する条例第9条第2項の規則で定める記録については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第60条において読み替えて準用する条例第17条第1項に規定する自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第2号中「条例第28条第2項」とあるのは「条例第60条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「条例第30条第2項」とあるのは「条例第60条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「条例第32条第2項」とあるのは「条例第60条において準用する条例第32条第2項」と読み替えるものとする。

(就労移行支援事業所の職員の配置の基準)

**第15条** 条例第63条第1項の就労移行支援事業所の職員(同項第1号の管理者を除く。)は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

2 条例第63条第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がな



い場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3 条例第63条第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

4 条例第63条第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 条例第63条第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(就労移行支援事業所に従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準)

**第16条** 就労移行支援事業所に従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準については、第6条の規定を準用する。

(就労移行支援の提供に関する記録)

**第17条** 条例第69条において準用する条例第9条第2項の規則で定める記録については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第69条において読み替えて準用する条例第17条第1項に規定する就労移行支援計画」と、同条第2号中「条例第28条第2項」とあるのは「条例第69条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「条例第30条第2項」とあるのは「条例第69条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「条例第32条第2項」とあるのは「条例第69条において準用する条例第32条第2項」と読み替えるものとする。

(就労継続支援A型事業所の職員の配置の基準)

**第18条** 条例第74条第1項の就労継続支援A型事業所の職員(同項第1号の管理者を除く。)は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

2 条例第74条第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3 条例第74条第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

4 条例第74条第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(就労継続支援A型事業所に従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準)

**第19条** 就労継続支援A型事業所に従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準については、第6条の規定を準用する。

(就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する利用者及び職員以外の者の数)

**第20条** 条例第83条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれが多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれが多い数

(就労継続支援A型の提供に関する記録)

**第21条** 条例第84条において準用する条例第9条第2項の規則で定める記録については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第84条において読み替えて準用する条例第17条第1項に規定する就労継続支援A型計画」と、同条第2号中「条例第28条第2項」とあるのは「条例第84条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「条例第30条第2項」とあるのは「条例第84条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「条例第32条第2項」とあるのは「条例第84条において準用する条例第32条第2項」と読み替えるものとする。

(就労継続支援B型の提供に関する記録)

**第22条** 条例第87条において準用する条例第9条第2項の規則で定める記録については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第87条において読み替えて準用する条例第17条第1項に規定する就労継続支援B型計画」と、同条第2号中「条例第28条第2項」とあるのは「条例第87条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「条例第30条第2項」とあるのは「条例第87条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「条例第32条第2項」とあるのは「条例第87条において準用する条例第32条第2項」と読み替えるものとする。

(就労継続支援B型事業所の職員の配置の基準)

**第23条** 就労継続支援B型事業所の職員の配置の基準については、第18条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「条例第74条第1項」とあるのは「条例第87条において準用する条例第74条第1項」と、同条第2項中「条例第74条第1項第1号」とあるのは「条例第87条において準用する条例第74条第1項第1号」と、同条第3項中「条例第74条第1項第2号」とあるのは「条例第87条において準用する条例第74条第1項第2号」と、同条第4項中「条例第74条第1項第3号」とあるのは「条例第87条において準用する条例第74条第1項第3号」と読み替えるものとする。

(就労継続支援B型事業所に従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準)

**第24条** 就労継続支援B型事業所に従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準については、第6条の規定を準用する。

(多機能型事業所の職員の配置の基準)

**第25条** 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第5条第3項、第8条第3項、第12条第3項、第15条第3項及び第4項並びに第18条第3項(第23条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきも

のとされる職員（愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第49号）第68条第1項に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとする事ができる。

2 多機能型事業所は、条例第89条第1項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとする事ができる。

3 条例第89条第2項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

#### 附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設が、平成18年10月1日前から存する分場を生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）として設置した場合における当該従たる事業所については、当分の間、第6条（第9条、第13条、第16条、第19条及び第24条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、当該従たる事業所に置かれる職員（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

### ○愛媛県規則第5号

愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第2項のサービスの提供に関する記録を定める規則を次のとおり定める。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第2項のサービスの提供に関する記録を定める規則

愛媛県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第56号。以下「条例」という。）第7条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- 1) 条例第6条の規定によるサービスの提供の記録
- 2) 条例第18条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- 3) 条例第19条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### ○愛媛県規則第6号

愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物の要件）

**第1条** 愛媛県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第57号。以下「条例」という。）第4条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（サービスの提供に関する記録）

**第2条** 条例第8条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- 1) 条例第7条の規定によるサービスの提供の記録
- 2) 条例第16条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- 3) 条例第17条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### ○愛媛県規則第7号

愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村 時 広

**愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則**

(趣旨)

**第1条** この規則は、愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物の要件)

**第3条** 条例第4条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(施設障害福祉サービスの提供に関する記録)

**第4条** 条例第8条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設障害福祉サービス計画
- (2) 条例第41条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (3) 条例第43条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第45条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(職員の配置の基準)

**第5条** 条例第11条第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 条例第11条第1項の規定により障害者支援施設に置くべき職員（同項第1号の施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、条例第11条第1項第2号から第6号までに掲げる場合に置くべき障害者支援施設の職員の配置の基準は、次のとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 条例第11条第1項第2号ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

イ 条例第11条第1項第2号ア(ウ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合

ア 条例第11条第1項第3号ア(ア)の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

イ 条例第11条第1項第3号ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

ウ 条例第11条第1項第3号ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

(3) 自立訓練（生活訓練）を行う場合

ア 条例第11条第1項第4号ア(ア)及びイ(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

イ 条例第11条第1項第4号ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

(4) 就労移行支援を行う場合

ア 条例第11条第1項第5号ア(ア)又はイ(イ)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならないこと。

イ 条例第11条第1項第5号ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

ウ 条例第11条第1項第5号ア(ウ)又はイ(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

(5) 就労継続支援B型を行う場合

ア 条例第11条第1項第6号ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならないこと。

イ 条例第11条第1項第6号ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の配置の基準)

**第6条** 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第3項第1号ア、第2号ア及びイ、第3号ア、第4号ア（条例第11条第1項第5号イ(イ)に係る部分を除く。）及びイ並びに第5号アの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとする。ことができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、条例第12条第1項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、

1人以上は、常勤でなければならないものとするができる。

(従たる事業所を設置する場合における職員の配置の基準)

**第7条** 従たる事業所を設置する場合は、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第8条** 条例第35条の規定による金銭の管理は、次に定めるところによりするものとする。

- (1) 利用者に係る給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 利用者が退所した場合は、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### ○愛媛県規則第8号

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第59号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(サービスの状況に関する記録)

**第3条** 条例第10条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所者に提供するサービスに関する計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第18条第4項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第34条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(設備の基準)

**第4条** 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 施設内に一斉に放送できる設備
- (2) エレベーター(居室が2階以上の階にある場合に限る。)

(職員の配置の基準)

**第5条** 条例第12条第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 条例第12条第1項第2号の生活相談員を置く場合は、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

3 条例第12条第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

4 条例第12条第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のうちそれぞれ1人は、常勤の者でなければならない。

5 軽費老人ホームは、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

(入所申込者等に対する説明の方法)

**第6条** 条例第13条第1項の規則で定める方法は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)による提供とする。

- (1) 電子情報処理組織（軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの  
ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  
イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第13条第1項に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は当該提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
  - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 電磁的方法は、入所申込者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
  - 3 軽費老人ホームは、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
    - (1) 使用する電磁的方法の種類
    - (2) ファイルへの記録の方式
  - 4 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、文書又は電磁的方法により、入所申込者又はその家族から電磁的方法による重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。  
（入所者から支払を受けることができる費用）

**第7条** 条例第17条第1項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) サービスの提供に要する費用
  - (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
  - (3) 居住に要する費用（前号及び次号の光熱水費を除く。）
  - (4) 居室に係る光熱水費
  - (5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号のサービスの提供に要する費用の額は、入所者の所得の状況その他の事情を勘案して知事が定める額とする。
  - 3 第1項第2号の生活費の額は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。  
（感染症の予防等のための措置）

**第8条** 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。
- (2) 軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第26条第2項第4号の別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。  
（事故発生の防止のための措置）

**第9条** 条例第34条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を施設長に報告し、その分析に基づく改善策について職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
（耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない軽費老人ホームA型の建物の要件）
- 2 条例附則第8項の規則で定める要件については、第4条第1項の規定を準用する。  
（軽費老人ホームA型の職員の配置の基準）
- 3 条例附則第11項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 4 条例附則第11項第2号及び第12項第1号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは、当該主任生活相談員）のうち1人以

上は、常勤の者でなければならない。

- 5 条例附則第11項第3号イ及び第12項第2号イの主任介護職員は、常勤の者でなければならない。
- 6 条例附則第11項第4号及び第12項第3号イの看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 条例附則第11項第5号の栄養士は、常勤の者でなければならない。
- 8 条例附則第11項第6号の事務員のうち1人（入所定員が110人を超える軽費老人ホームA型にあっては、2人）は、常勤の者でなければならない。
- 9 軽費老人ホームA型は、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。  
（軽費老人ホームA型の入所者から支払を受けることができる費用）
- 10 条例附則第15項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。
  - (1) サービスの提供に要する費用
  - (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
  - (3) 居室に係る光熱水費
  - (4) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 11 前項第1号のサービスの提供に要する費用の額は、入所者の所得の状況その他の事情を勘案して知事が定める額とする。
- 12 附則第10項第2号の生活費の額は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

#### ○愛媛県規則第9号

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（入所者の処遇の状況に関する記録）

**第3条** 条例第10条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 処遇計画
  - (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
  - (3) 条例第17条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 条例第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (5) 条例第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- （耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物の要件）

**第4条** 条例第12条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（職員の配置の基準）

**第5条** 条例第13条第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 条例第13条第1項第3号イ又は同条第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）にあっては、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

3 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数は、条例第13条第1項第3号イ又は同条第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。

4 条例第13条第1項第4号イ又は同条第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。

- 5 条例第13条第1項第5号又は同条第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型養護老人ホームの同条第1項第5号の看護職員については、この限りでない。
- 6 養護老人ホームは、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。

（感染症の予防等のための措置）

**第6条** 条例第25条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- （1）養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
- （2）養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- （3）養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第2項第4号の別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止のための措置）

**第7条** 条例第30条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- （1）事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- （2）事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を施設長に報告し、その分析に基づく改善策について職員に周知徹底する体制を整備すること。
- （3）事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### ○愛媛県規則第10号

愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この条例で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（入所者の処遇の状況に関する記録）

**第3条** 条例第10条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- （1）入所者の処遇に関する計画
- （2）行った具体的な処遇の内容等の記録
- （3）条例第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- （4）条例第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- （5）条例第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

（設備の基準）

**第4条** 条例第11条第1項ただし書、第36条第1項ただし書、第45条第1項ただし書及び第51条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- （1）居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- （2）居室等を2階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。  
ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町にあっては、市町長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、施設防災計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。  
イ 条例第9条第2項に規定する訓練については、施設防災計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。  
ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第11条第2項、第36条第2項、第45条第2項及び第51条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- （1）スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- （2）非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- （3）避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓

練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第11条第5項ただし書及び第45条第5項ただし書の規則で定める居室、静養室等は、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等とする。

- (1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。
- (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。

4 条例第36条第5項ただし書及び第51条第5項ただし書の規則で定めるユニット又は浴室は、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室とする。

- (1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。
- (2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

（職員の配置の基準）

**第5条** 条例第12条第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

2 条例第12条第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

3 条例第12条第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

4 条例第12条第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である特別養護老人ホームにあっては、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合は、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（感染症の予防等のための措置）

**第6条** 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第2項第4号の別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止のための措置）

**第7条** 条例第32条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を施設長に報告し、その分析に基づく改善策について職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

（ユニット型特別養護老人ホームの勤務体制の基準）

**第8条** 条例第41条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

（地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置の基準）

**第9条** 条例第46条第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。

2 条例第46条第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、この限りでない。

3 条例第46条第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

4 条例第46条第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、この限りでない。

5 条例第46条第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

6 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、同省令第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業所又は指定地域



密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが条例第46条第1項から第4項まで及び前各項に定める職員の配置の基準を満たし、かつ、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の4第1項又は第115条の14第1項の規定に基づき市町村の条例で定める人員に関する基準を満たしているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

#### 附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 条例附則第11項において準用する条例第36条第1項ただし書の規則で定める要件については第4条第1項の規定を、条例附則第11項において準用する条例第36条第2項の規則で定める要件については第4条第2項の規定を、条例附則第11項において準用する条例第36条第5項ただし書の規則で定めるユニット又は浴室については第4条第4項の規定を、条例附則第11項において準用する条例第41条第2項の規則で定める基準については第8条の規定を、それぞれ準用する。

#### ○愛媛県規則第11号

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

#### 目次

- 第1章 総則（第1条 第3条）
- 第2章 訪問介護（第4条 第7条）
- 第3章 訪問入浴介護（第8条 第10条）
- 第4章 訪問看護（第11条・第12条）
- 第5章 訪問リハビリテーション（第13条・第14条）
- 第6章 居宅療養管理指導（第15条・第16条）
- 第7章 通所介護（第17条 第21条）
- 第8章 通所リハビリテーション（第22条・第23条）
- 第9章 短期入所生活介護（第24条 第31条）
- 第10章 短期入所療養介護（第32条 第36条）
- 第11章 特定施設入居者生活介護（第37条 第40条）
- 第12章 福祉用具貸与（第41条 第43条）
- 第13章 特定福祉用具販売（第44条・第45条）

#### 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（内容及び手続の説明の方法）

**第3条** 条例第9条（条例第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第135条、第146条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第120条、第152条（条例第187条及び第203条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第220条第1項及び第242条第1項の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）による提供とする。

(1) 電子情報処理組織（指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「指定居宅サービス等事業者」という。）の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅サービス等事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅サービス等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第9条、第120条、第152条、第220条第1項又は第242条第1項に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は当該提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅サービス等事業者の使用に係る電子

計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 3 指定居宅サービス等事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 使用する電磁的方法の種類
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 4 前項の規定による承諾を得た指定居宅サービス等事業者は、文書又は電磁的方法により、利用申込者又はその家族から電磁的方法による重要事項の提供を受けたい旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

## 第2章 訪問介護

(指定訪問介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第4条** 条例第21条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に要する交通費とする。

(指定訪問介護の提供に関する記録)

**第5条** 条例第42条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 訪問介護計画
- (2) 条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(同居家族に対して基準該当訪問介護を提供することができる場合)

**第6条** 条例第46条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 訪問介護の利用者が、離島、山間等のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) 訪問介護が、指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) 訪問介護が、条例第43条第2項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (4) 訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

(基準該当訪問介護の事業についての準用)

**第7条** 条例第47条において準用する条例第21条第3項の規則で定める費用については第4条の規定を、条例第47条において準用する条例第42条第2項の規則で定める記録については第5条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第4条中「指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第5条第2号中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第47条において準用する条例第20条第2項」と、同条第3号中「条例第27条」とあるのは「条例第47条において準用する条例第27条」と、同条第4号中「条例第38条第2項」とあるのは「条例第47条において準用する条例第38条第2項」と、同条第5号中「条例第40条第2項」とあるのは「条例第47条において準用する条例第40条第2項」と読み替えるものとする。

## 第3章 訪問入浴介護

(指定訪問入浴介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第8条** 条例第52条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合に要する交通費
- (2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

(指定訪問入浴介護の提供に関する記録)

**第9条** 条例第58条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第59条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第59条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第59条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第59条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(基準該当訪問入浴介護の事業についての準用)

**第10条** 条例第63条において準用する条例第52条第3項の規則で定める費用については第8条の規定を、条例第63条において準用する条例第58条第2項の規則で定める記録については前条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第8条第1号中「指定訪問入浴介

護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、前条中「条例第59条」とあるのは「条例第63条」と読み替えるものとする。

#### 第4章 訪問看護

(指定訪問看護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第11条** 条例第70条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合に要する交通費とする。

(指定訪問看護の提供に関する記録)

**第12条** 条例第78条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第73条第2項の規定による主治の医師による指示の文書
- (2) 訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書
- (4) 条例第79条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 条例第79条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第79条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第79条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

#### 第5章 訪問リハビリテーション

(指定訪問リハビリテーション事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第13条** 条例第83条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合に要する交通費とする。

(指定訪問リハビリテーションの提供に関する記録)

**第14条** 条例第88条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 訪問リハビリテーション計画
- (2) 条例第89条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第89条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第89条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第89条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

#### 第6章 居宅療養管理指導

(指定居宅療養管理指導事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第15条** 条例第93条第3項の規則で定める費用は、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費とする。

(指定居宅療養管理指導の提供に関する記録)

**第16条** 条例第97条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第98条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第98条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第98条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第98条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

#### 第7章 通所介護

(指定通所介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第17条** 条例第103条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護(指定療養通所介護を除く。)であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) おむつ代
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第3号の費用については、指定居宅サービス等基準省令第96条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- (指定通所介護の提供に関する記録)

**第18条** 条例第112条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 通所介護計画
  - (2) 条例第113条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 条例第113条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
  - (4) 条例第113条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (5) 条例第113条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (安全・サービス提供管理委員会の開催に係る期間)

**第19条** 条例第129条第2項の規則で定める期間は、おおむね6月とする。

(指定療養通所介護の提供に関する記録)

**第20条** 条例第130条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 条例第129条第2項の規定による検討の結果についての記録
- (3) 条例第113条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第113条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第113条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第113条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(基準該当通所介護の事業についての準用)

**第21条** 条例第135条において準用する条例第103条第3項の規則で定める費用については第17条の規定を、条例第135条において準用する条例第112条第2項の規則で定める記録については第18条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第17条第2項中「指定居宅サービス等基準省令第96条第4項」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第109条において準用する指定居宅サービス等基準省令第96条第4項」と、第18条中「条例第113条」とあるのは「条例第135条」と読み替えるものとする。

#### 第8章 通所リハビリテーション

(指定通所リハビリテーションの提供に関する記録)

**第22条** 条例第145条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 通所リハビリテーション計画
- (2) 条例第146条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第146条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第146条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第146条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(指定通所リハビリテーション事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第23条** 条例第146条において準用する条例第103条第3項の規則で定める費用については、第17条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「指定居宅サービス等基準省令第96条第4項」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第119条において準用する指定居宅サービス等基準省令第96条第4項」と読み替えるものとする。

#### 第9章 短期入所生活介護

(指定短期入所生活介護事業所の設備に関する基準)

**第24条** 条例第151条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町にあっては、当該市町の長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、事業所防災計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第168条において準用する条例第110条第2項に規定する訓練については、事業所防災計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第151条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上(中廊下にあつては、2.7メートル以上)とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

4 前項第1号の規定にかかわらず、条例第148条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りる。

(指定短期入所生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第25条** 条例第154条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
  - (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
  - (3) 指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 送迎に要する費用（指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
  - (6) 理美容代
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定居宅サービス等基準省令第127条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第154条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。  
（指定短期入所生活介護の提供に関する記録）

**第26条** 条例第167条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 短期入所生活介護計画
- (2) 条例第168条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第155条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第168条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第168条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第168条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録  
（ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備に関する基準）

**第27条** 条例第171条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
  - (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
    - ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、事業所防災計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
    - イ 条例第168条において準用する条例第110条第2項に規定する訓練については、事業所防災計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
    - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第171条第2項の規則で定める要件については、第24条第2項の規定を準用する。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。
  - (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
  - (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
  - (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- 4 前項第1号の規定にかかわらず、条例第148条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームにあっては、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りる。  
（ユニット型指定短期入所生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用）

**第28条** 条例第172条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所

生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

- (3) 指定居宅サービス等基準省令第140条の6第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 指定居宅サービス等基準省令第140条の6第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 送迎に要する費用(指定居宅サービス等基準省令第140条の6第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
  - (6) 理美容代
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定居宅サービス等基準省令第140条の6第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第172条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(ユニット型指定短期入所生活介護事業所の勤務体制の基準)

**第29条** 条例第178条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(ユニット型指定短期入所生活介護の事業についての読替え)

**第30条** ユニット型指定短期入所生活介護の事業についての第26条の規定の適用については、同条第3号中「条例第155条第5項」とあるのは、「条例第173条第7項」とする。

(基準該当短期入所生活介護の事業についての準用)

**第31条** 条例第187条において準用する条例第154条第3項及び第4項の規則で定める費用については第25条の規定を、条例第187条において準用する条例第167条第2項の規則で定める記録については第26条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第25条第1項第1号及び第2号中「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」と、同項第3号中「指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第3号」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第3号」と、同項第4号中「指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第4号」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第4号」と、同項第5号中「指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第5号」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第5号」と、同項第7号中「指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第2項中「指定居宅サービス等基準省令第127条第4項」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準省令第127条第4項」と、第26条中「条例第168条」とあるのは「条例第187条」と、同条第3号中「条例第155条第5項」とあるのは「条例第187条において準用する条例第155条第5項」と読み替えるものとする。

## 第10章 短期入所療養介護

(指定短期入所療養介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第32条** 条例第192条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
  - (2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
  - (3) 指定居宅サービス等基準省令第145条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 指定居宅サービス等基準省令第145条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 送迎に要する費用(指定居宅サービス等基準省令第145条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
  - (6) 理美容代
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定居宅サービス等基準省令第145条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第192条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(指定短期入所療養介護の提供に関する記録)

**第33条** 条例第202条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 短期入所療養介護計画
- (2) 条例第203条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第193条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第203条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第203条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第203条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(ユニット型指定短期入所療養介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第34条** 条例第207条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
  - (2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
  - (3) 指定居宅サービス等基準省令第155条の5第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 指定居宅サービス等基準省令第155条の5第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 送迎に要する費用(指定居宅サービス等基準省令第155条の5第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
  - (6) 理美容代
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定居宅サービス等基準省令第155条の5第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第207条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(ユニット型指定短期入所療養介護事業所の勤務体制の基準)

**第35条** 条例第213条第2項の規則で定める基準については、第29条の規定を準用する。

(ユニット型指定短期入所療養介護の事業についての読替え)

**第36条** ユニット型指定短期入所療養介護の事業についての第33条の規定の適用については、同条第3号中「条例第193条第5項」とあるのは、「条例第208条第7項」とする。

#### 第11章 特定施設入居者生活介護

(耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない指定特定施設の建物の要件)

**第37条** 条例第219条第2項及び第241条第2項の規則で定める要件については、第24条第2項の規定を準用する。

(指定特定施設入居者生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第38条** 条例第224条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- (2) おむつ代
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(指定特定施設入居者生活介護の提供に関する記録)

**第39条** 条例第235条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 条例第223条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第225条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第232条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 条例第236条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第236条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第236条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (8) 省令第64条第3号の居宅要介護被保険者の同意等に係る書類

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する記録)

**第40条** 条例第246条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 条例第243条第2項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 条例第245条第8項の規定による結果等の記録
- (4) 条例第236条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第236条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第236条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (7) 条例第223条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 条例第225条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 条例第232条第3項の規定による結果等の記録
- (10) 省令第64条第3号の居宅要介護被保険者の同意等に係る書類

#### 第12章 福祉用具貸与

(指定福祉用具貸与事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第41条** 条例第252条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
- (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(指定福祉用具貸与の提供に関する記録)

**第42条** 条例第261条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 福祉用具貸与計画
- (2) 条例第262条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第259条第4項の規定による結果等の記録
- (4) 条例第262条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第262条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第262条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(基準該当福祉用具貸与の事業についての準用)

**第43条** 条例第264条において準用する条例第252条第3項の規則で定める費用については第41条の規定を、条例第264条において準用する条例第261条第2項の規則で定める記録については前条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第41条第1号中「指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、前条中「条例第262条」とあるのは「条例第264条」と、同条第3号中「条例第259条第4項」とあるのは「条例第264条において準用する条例第259条第4項」と読み替えるものとする。

#### 第13章 特定福祉用具販売

(指定特定福祉用具販売事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第44条** 条例第270条第2項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費
- (2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(指定特定福祉用具販売の提供に関する記録)

**第45条** 条例第274条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定福祉用具販売計画
- (2) 条例第269条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第275条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第275条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第275条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県規則第12号

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

#### 目次

第1章 総則(第1条 第3条)

第2章 介護予防訪問介護(第4条 第7条)



- 第3章 介護予防訪問入浴介護（第8条 第10条）
- 第4章 介護予防訪問看護（第11条・第12条）
- 第5章 介護予防訪問リハビリテーション（第13条・第14条）
- 第6章 介護予防居宅療養管理指導（第15条・第16条）
- 第7章 介護予防通所介護（第17条 第19条）
- 第8章 介護予防通所リハビリテーション（第20条・第21条）
- 第9章 介護予防短期入所生活介護（第22条 第28条）
- 第10章 介護予防短期入所療養介護（第29条 第32条）
- 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護（第33条 第36条）
- 第12章 介護予防福祉用具貸与（第37条 第39条）
- 第13章 特定介護予防福祉用具販売（第40条・第41条）

附則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第63号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（内容及び手続の説明の方法）

**第3条** 条例第9条（条例第47条、第57条、第63条、第75条、第85条、第94条、第108条、第116条、第124条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第134条（条例第171条及び第181条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第206条第1項及び第230条第1項の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）による提供とする。

- (1) 電子情報処理組織（指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防サービス等事業者」という。）の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの
    - ア 指定介護予防サービス等事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 指定介護予防サービス等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第9条、第134条、第206条第1項又は第230条第1項に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は当該提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防サービス等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
  - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 3 指定介護予防サービス等事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 使用する電磁的方法の種類
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 4 前項の規定による承諾を得た指定介護予防サービス等事業者は、文書又は電磁的方法により、利用申込者又はその家族から電磁的方法による重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

## 第2章 介護予防訪問介護

（指定介護予防訪問介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用）

**第4条** 条例第21条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合に要する交通費とする。

（指定介護予防訪問介護の提供に関する記録）

**第5条** 条例第39条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防訪問介護計画
- (2) 条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録

- (4) 条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録  
(同居家族に対して基準該当介護予防訪問介護を提供することができる場合)

**第6条** 条例第46条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間等のへき地その他の地域であって、指定介護予防訪問介護のみによっては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) 介護予防訪問介護が、指定介護予防支援事業者又は基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) 介護予防訪問介護が、条例第43条第2項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (4) 介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該介護予防訪問介護に従事する時間の合計が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合  
(基準該当介護予防訪問介護の事業についての準用)

**第7条** 条例第47条において準用する条例第21条第3項の規則で定める費用については第4条の規定を、条例第47条において準用する条例第39条第2項の規則で定める記録については第5条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第4条中「指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第5条第2号中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第47条において準用する条例第20条第2項」と、同条第3号中「条例第24条」とあるのは「条例第47条において準用する条例第24条」と、同条第4号中「条例第35条第2項」とあるのは「条例第47条において準用する条例第35条第2項」と、同条第5号中「条例第37条第2項」とあるのは「条例第47条において準用する条例第37条第2項」と読み替えるものとする。

### 第3章 介護予防訪問入浴介護

(指定介護予防訪問入浴介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第8条** 条例第52条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合に要する交通費
- (2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用  
(指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する記録)

**第9条** 条例第56条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第57条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第57条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第57条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第57条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録  
(基準該当介護予防訪問入浴介護の事業についての準用)

**第10条** 条例第63条において準用する条例第52条第3項の規則で定める費用については第8条の規定を、条例第63条において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については前条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第8条第1号中「指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、前条中「条例第57条」とあるのは「条例第63条」と読み替えるものとする。

### 第4章 介護予防訪問看護

(指定介護予防訪問看護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第11条** 条例第70条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合に要する交通費とする。

(指定介護予防訪問看護の提供に関する記録)

**第12条** 条例第74条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第78条第2項の規定による主治の医師による指示の文書
- (2) 介護予防訪問看護計画書
- (3) 介護予防訪問看護報告書
- (4) 条例第75条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 条例第75条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第75条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第75条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

### 第5章 介護予防訪問リハビリテーション

(指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第13条** 条例第82条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合に要する交通費とする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する記録)

**第14条** 条例第84条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防訪問リハビリテーション計画
- (2) 条例第85条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第85条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第85条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第85条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

#### 第6章 介護予防居宅療養管理指導

(指定介護予防居宅療養管理指導事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第15条** 条例第91条第3項の規則で定める費用は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費とする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する記録)

**第16条** 条例第93条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第94条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第94条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第94条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第94条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

#### 第7章 介護予防通所介護

(指定介護予防通所介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第17条** 条例第101条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 食事の提供に要する費用
  - (3) おむつ代
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第2号の費用については、指定介護予防サービス等基準省令第100条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- (指定介護予防通所介護の提供に関する記録)

**第18条** 条例第107条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防通所介護計画
  - (2) 条例第108条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 条例第108条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
  - (4) 条例第108条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (5) 条例第108条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (基準該当介護予防通所介護の事業についての準用)

**第19条** 条例第116条において準用する条例第101条第3項の規則で定める費用については第17条の規定を、条例第116条において準用する条例第107条第2項の規則で定める記録については前条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第17条第2項中「指定介護予防サービス等基準省令第100条第4項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準省令第115条において準用する指定介護予防サービス等基準省令第100条第4項」と、前条中「条例第108条」とあるのは「条例第116条」と読み替えるものとする。

#### 第8章 介護予防通所リハビリテーション

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する記録)

**第20条** 条例第123条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防通所リハビリテーション計画
  - (2) 条例第124条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 条例第124条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
  - (4) 条例第124条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (5) 条例第124条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (指定介護予防通所リハビリテーション事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第21条** 条例第124条において準用する条例第101条第3項の規則で定める費用については、第17条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「指定介護予防サービス等基準省令第100条第4項」とあるのは、「指定介護予防サービス等基準省令第123条において準用する指定介護予防サービス等基準省令第100条第4項」と読み替えるものとする。

#### 第9章 介護予防短期入所生活介護

(指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備に関する基準)

**第22条** 条例第133条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町にあっては、当該市町の長。以

下同じ。)又は消防署長と相談の上、事業所防災計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。  
イ 条例第143条において準用する条例第105条第2項に規定する訓練については、事業所防災計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第133条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上(中廊下にあつては、2.7メートル以上)とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

4 前項第1号の規定にかかわらず、条例第130条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあつては、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りる。

(指定介護予防短期入所生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第23条** 条例第136条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
- (3) 指定介護予防サービス等基準省令第135条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 指定介護予防サービス等基準省令第135条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用(指定介護予防サービス等基準省令第135条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定介護予防サービス等基準省令第135条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第136条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する記録)

**第24条** 条例第142条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防短期入所生活介護計画
  - (2) 条例第143条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 条例第137条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 条例第143条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
  - (5) 条例第143条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (6) 条例第143条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備に関する基準)

**第25条** 条例第154条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、事業所防災計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第143条において準用する条例第105条第2項に規定する訓練については、事業所防災計画に従い、昼間及び夜間において行う

こと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第154条第2項の規則で定める要件については、第22条第2項の規定を準用する。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。
- (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

4 前項第1号の規定にかかわらず、条例第130条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームにあつては、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りる。

（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用）

**第26条** 条例第155条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 指定介護予防サービス等基準省令第155条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 指定介護予防サービス等基準省令第155条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（指定介護予防サービス等基準省令第155条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定介護予防サービス等基準省令第155条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第155条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の勤務体制の基準）

**第27条** 条例第157条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

（基準該当介護予防短期入所生活介護の事業についての準用）

**第28条** 条例第171条において準用する条例第136条第3項及び第4項の規則で定める費用については第23条の規定を、条例第171条において準用する条例第142条第2項の規則で定める記録については第24条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第23条第1項第1号及び第2号中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、同項第3号中「指定介護予防サービス等基準省令第135条第3項第3号」とあるのは「指定介護予防サービス等基準省令第185条において準用する指定介護予防サービス等基準省令第135条第3項第3号」と、同項第4号中「指定介護予防サービス等基準省令第135条第3項第4号」とあるのは「指定介護予防サービス等基準省令第185条において準用する指定介護予防サービス等基準省令第135条第3項第4号」と、同項第5号中「指定介護予防サービス等基準省令第135条第3項第5号」とあるのは「指定介護予防サービス等基準省令第185条において準用する指定介護予防サービス等基準省令第135条第3項第5号」と、同項第7号中「指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第2項中「指定介護予防サービス等基準省令第135条第4項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準省令第185条において準用する指定介護予防サービス等基準省令第135条第4項」と、第24条中「条例第143条」とあるのは「条例第171条」と、同条第3号中「条例第137条第2項」とあるのは「条例第171条において準用する条例第137条第2項」と読み替えるものとする。

**第10章** 介護予防短期入所療養介護

(指定介護予防短期入所療養介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第29条** 条例第176条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
  - (2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
  - (3) 指定介護予防サービス等基準省令第190条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 指定介護予防サービス等基準省令第190条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 送迎に要する費用(指定介護予防サービス等基準省令第190条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
  - (6) 理美容代
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定介護予防サービス等基準省令第190条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第176条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録)

**第30条** 条例第180条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防短期入所療養介護計画
- (2) 条例第181条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第177条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第181条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第181条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第181条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第31条** 条例第192条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
  - (2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
  - (3) 指定介護予防サービス等基準省令第206条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 指定介護予防サービス等基準省令第206条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 送迎に要する費用(指定介護予防サービス等基準省令第206条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
  - (6) 理美容代
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定介護予防サービス等基準省令第206条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第192条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の勤務体制の基準)

**第32条** 条例第194条第2項の規則で定める基準については、第27条の規定を準用する。

#### 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

(耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない指定介護予防特定施設の建物の要件)

**第33条** 条例第205条第2項及び第229条第2項の規則で定める要件については、第22条第2項の規定を準用する。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第34条** 条例第210条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- (2) おむつ代
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの  
(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する記録)

**第35条** 条例第216条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画
- (2) 条例第208条第2項の利用者の同意等に係る書類
- (3) 条例第209条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第211条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 条例第213条第3項の規定による結果等の記録
- (6) 条例第217条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (7) 条例第217条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (8) 条例第217条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録  
(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する記録)

**第36条** 条例第233条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画
- (2) 条例第235条第2項の規定による受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 条例第232条第8項の規定による結果等の記録
- (4) 条例第217条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第217条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第217条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (7) 条例第208条第2項の利用者の同意等に係る書類
- (8) 条例第209条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (9) 条例第211条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (10) 条例第213条第3項の規定による結果等の記録

#### 第12章 介護予防福祉用具貸与

(指定介護予防福祉用具貸与事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第37条** 条例第241条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費
- (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用  
(指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する記録)

**第38条** 条例第247条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第248条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第245条第4項の規定による結果等の記録
- (3) 条例第248条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第248条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第248条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (6) 介護予防福祉用具貸与計画  
(基準該当介護予防福祉用具貸与の事業についての準用)

**第39条** 条例第253条において準用する条例第241条第3項の規則で定める費用については第37条の規定を、条例第253条において準用する条例第247条第2項の規則で定める記録については前条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第37条第1号中「指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、前条中「条例第248条」とあるのは「条例第253条」と、同条第2号中「条例第245条第4項」とあるのは「条例第253条において準用する条例第245条第4項」と読み替えるものとする。

#### 第13章 特定介護予防福祉用具販売

(指定特定介護予防福祉用具販売事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

**第40条** 条例第259条第2項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費
- (2) 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用  
(指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する記録)

**第41条** 条例第261条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第258条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第262条において準用する条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録

- (3) 条例第262条において準用する条例第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第262条において準用する条例第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (5) 特定介護予防福祉用具販売計画

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**○愛媛県規則第13号**

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則**

(趣旨)

**第1条** この規則は、愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第64号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(人員に関する基準)

**第3条** 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。))第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。)を併設する場合の介護職員及び看護職員(条例第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

2 条例第5条第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

3 条例第5条第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

4 条例第5条第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

5 条例第5条第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

6 条例第5条第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

7 条例第5条第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準省令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設にあっては、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合は、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(内容及び手続の説明の方法)

**第4条** 条例第7条の規則で定める方法は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)による提供とする。

(1) 電子情報処理組織(指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第7条に規定する重要事項(以下「重要事項」という。)を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は当該提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 電磁的方法は、入所申込者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 使用する電磁的方法の種類

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設は、文書又は電磁的方法により、入所申込者又はその家族から電磁的方法による重



要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入所者から支払を受けることができる費用)

**第5条** 条例第14条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
  - (2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
  - (3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「基準省令」という。)第9条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 基準省令第9条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 理美容代
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第9条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第14条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(感染症の予防等のための措置)

**第6条** 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第27条第2項第4号の別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止のための措置)

**第7条** 条例第41条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を管理者に報告し、その分析に基づく改善策について従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(指定介護福祉施設サービスの提供に関する記録)

**第8条** 条例第43条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 条例第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第41条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(ユニット型指定介護老人福祉施設の勤務体制の基準)

**第9条** 条例第52条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(ユニット型指定介護老人福祉施設についての読替え)

**第10条** ユニット型指定介護老人福祉施設についての第8条第3号の規定の適用については、同号中「条例第16条第5項」とあるのは、「条例第47条第7項」とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 当分の間、第5条第1項第1号中「食費の基準費用額(同条第4項」とあるのは「食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者(介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。)にあっては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額)(法第51条の3第4項」と、「同号に規定する食費の負担限度額」とあるのは「同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者(特定要介護旧措置入所者(介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額)」と、同項第2号中「居住費の基準費用額(同条第4項」とあるのは「居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者(特定要介護旧措置入所者(介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額)(法第51条の3第4項」と、「同号に規定する居住費の負担限度額」とあるのは「同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者(特定要介護旧措置入所者(介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額)」とする。  
(一部ユニット型指定介護老人福祉施設の勤務体制の基準)
- 条例附則第12項において準用する条例第52条第2項の規則で定める基準については、第9条の規定を準用する。

#### ○愛媛県規則第14号

愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第65号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(人員に関する基準)

**第3条** 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

2 条例第4条第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が本体施設の職務に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。

(構造設備の基準)

**第4条** 条例第6条第1項第1号ただし書及び第45条第4項第1号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町にあっては、市町長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、施設防災計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第32条第2項に規定する訓練については、施設防災計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第6条第2項及び第45条第5項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(内容及び手続の説明の方法)

**第5条** 条例第7条の規則で定める方法は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)による提供とする。

(1) 電子情報処理組織(介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第7条に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は当該提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 電磁的方法は、入所申込者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 介護老人保健施設は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 使用する電磁的方法の種類

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た介護老人保健施設は、文書又は電磁的方法により、当該入所申込者又はその家族から電磁的方法による重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（入所者から支払を受けることができる費用）

**第6条** 条例第14条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 介護老人保健施設基準省令第11条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 介護老人保健施設基準省令第11条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、介護老人保健施設基準省令第11条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第14条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（感染症の予防等のための措置）

**第7条** 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、介護老人保健施設基準省令第29条第2項第4号の別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止のための措置）

**第8条** 条例第40条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を管理者に報告し、その分析に基づく改善策について従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

（介護保健施設サービスの提供に関する記録）

**第9条** 条例第42条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 施設サービス計画

(2) 条例第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 条例第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 条例第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (5) 条例第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録  
(ユニット型介護老人保健施設の勤務体制の基準)

**第10条** 条例第51条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。  
(ユニット型介護老人保健施設についての読替え)

**第11条** ユニット型介護老人保健施設についての第9条第4号の規定の適用については、同号中「条例第16条第5項」とあるのは、「条例第46条第7項」とする。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### ○愛媛県規則第15号

愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第66号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(人員に関する基準)

**第3条** 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、条例第4条第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。

2 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。)及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

3 条例第4条第1項第5号及び第3項第6号並びに第1項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができる。

4 条例第4条第3項第1号の医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。

5 条例第4条第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

(内容及び手続の説明の方法)

**第4条** 条例第8条の規則で定める方法は、患者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)による提供とする。

- (1) 電子情報処理組織(指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と、患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの  
ア 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  
イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第8条に規定する重要事項(以下「重要事項」という。)を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は当該提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
  - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 電磁的方法は、患者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、患者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 使用する電磁的方法の種類
- (2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た指定介護療養型医療施設は、文書又は電磁的方法により、患者又はその家族から電磁的方法による重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該患者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入院患者から支払を受けることができる費用)

**第5条** 条例第15条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(旧法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
  - (2) 居住に要する費用(旧法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
  - (3) 指定介護療養型医療施設基準省令第12条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 指定介護療養型医療施設基準省令第12条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 理美容代
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定介護療養型医療施設基準省令第12条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第15条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(感染症の予防等のための措置)

**第6条** 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護療養型医療施設基準省令第28条第2項第4号の別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止のための措置)

**第7条** 条例第39条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を管理者に報告し、その分析に基づく改善策について従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(指定介護療養施設サービスの提供に関する記録)

**第8条** 条例第41条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 条例第14条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第17条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第39条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(ユニット型指定介護療養型医療施設の勤務体制の基準)

**第9条** 条例第52条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(ユニット型指定介護療養型医療施設についての読替え)

第10条 ユニット型指定介護療養型医療施設についての第8条第3号の規定の適用については、同号中「条例第17条第5項」とあるのは、「条例第47条第7項」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 条例附則第4項に規定する指定介護療養型医療施設については、当分の間、第3条第5項中「条例第4条第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士」とあるのは、「条例第4条第3項第5号の精神保健福祉士」とする。

○愛媛県規則第16号

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例(平成24年愛媛県条例第76号)の施行期日は、平成25年4月1日とする。

○愛媛県規則第17号

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和49年愛媛県規則第11号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第224号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定に基づき、石鎚国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

この公園事業の位置を表示した図面は、愛媛県庁及び西条市役所に備え付けて供覧する。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広

公園事業の名称及び種類	事業地
河口面河線道路(歩道)	起点 愛媛県西条市小松町石鎚(成就社) 終点 愛媛県西条市小松町石鎚(石鎚山)

○愛媛県告示第225号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指 定 年 月 日
合田歯科医院	合 田 永	四国中央市上柏町223番地4	平成24年7月1日
阿部内科クリニック	医療法人阿部内科クリニック	新居浜市大生院岸影1038番地5	平成25年1月8日

八幡浜中央薬局	四国ビジネスサポート株式会社	八幡浜市江戸岡一丁目870番地3	平成25年2月1日
---------	----------------	------------------	-----------

○愛媛県告示第226号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
合田歯科医院	合 田 照	四国中央市上柏町223番地4	平成24年6月30日
阿部内科クリニック	阿 部 恒 一	新居浜市大生院岸影1038番地5	平成24年12月31日
八幡浜中央薬局	田 中 美和子	八幡浜市江戸岡一丁目870番地3	平成25年1月31日

## ○愛媛県告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社アプローチ	宇和島市佐伯町一丁目1番13号	訪問看護ステーションうわじま	宇和島市佐伯町一丁目1番13号	平成25年 2月18日

## ○愛媛県告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
鎌田 洋一郎	八幡浜市1526番地80・1526番地81	鎌田内科消化器科クリニック	八幡浜市1526番地80・1526番地81	平成25年 2月28日
株式会社えひめメディコープ	松山市中村3丁目1番1号	小規模多機能ホームスマイルごしき	伊予市米湊736番地5	平成25年 3月1日

## ○愛媛県告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4番14号	アースサポート新居浜	新居浜市西原町二丁目2番20号	平成25年 2月5日

## ○愛媛県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社えひめメディコープ	松山市中村3丁目1番1号	小規模多機能ホームスマイルごしき	伊予市米湊736番地5	平成25年 3月1日

## ○愛媛県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ベルワイド	八幡浜市字新町272番地1	おるde新町ヘルパーステーション	（変更後） 八幡浜市下道1420	平成25年1月3日
			（変更前） 八幡浜市字新町281番地1	
株式会社ベルワイド	八幡浜市字新町272番地1	おるde新町デイサービスセンター	（変更後） 八幡浜市下道1420	平成25年1月14日
			（変更前） 八幡浜市字新町272番1	

○愛媛県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称及び居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 三泰商事株式会社	八幡浜市1478番地	（変更後） 介護支援ショップ八幡浜三泰商事株式会社	八幡浜市新町276-1	平成24年9月3日
（変更前） 三泰商事株式会社		（変更前） 介護支援ショップ八幡浜三泰商事株式会社		
（変更後） 三泰商事株式会社	八幡浜市1478番地	（変更後） 介護支援ショップ西予三泰商事株式会社	西予市宇和町坂戸330番地5	平成24年9月3日
（変更前） 三泰商事株式会社		（変更前） 介護支援ショップ西予三泰商事株式会社		

○愛媛県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	（変更後） 愛南町社協訪問介護事業所	（変更後） 南宇和郡愛南町城辺甲2380番地	平成24年9月1日
		（変更前） 愛南町社協城辺訪問介護事業所	（変更前） 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	（変更後） 愛南町社協訪問入浴事業所	（変更後） 南宇和郡愛南町城辺甲2380番地	平成24年9月1日
		（変更前） 愛南町社協御荘訪問入浴事業所	（変更前） 南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	

○愛媛県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広



介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ベルワイド	八幡浜市字新町272番地1	おるde新町居宅介護支援事業所	（変更後） 八幡浜市下道1420	平成24年12月25日
			（変更前） 八幡浜市字新町272番1	

## ○愛媛県告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の名称、主たる事務所の所在地及び居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 合同会社わかくさ	（変更後） 新居浜市本郷2-3-21	居宅介護支援センター若草	（変更後） 新居浜市本郷2-3-21	平成23年11月1日
（変更前） 居宅介護支援センター若草合同会社	（変更前） 新居浜市松原町15番49号		（変更前） 新居浜市松原町15番49号	

## ○愛媛県告示第236号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称及び特定福祉用具販売事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 三泰商事株式会社	八幡浜市1478番地	（変更後） 介護支援ショップ西予三泰商事株式会社	西予市宇和町坂戸330番地5	平成24年9月3日
（変更前） 三泰商事有限会社		（変更前） 介護支援ショップ西予三泰商事有限会社		

## ○愛媛県告示第237号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ベルワイド	八幡浜市字新町272番地1	おるde新町ヘルパーステーション	（変更後） 八幡浜市下道1420	平成25年1月3日
			（変更前） 八幡浜市字新町281番地1	
株式会社ベルワイド	八幡浜市字新町272番地1	おるde新町デイサービスセンター	（変更後） 八幡浜市下道1420	平成25年1月14日
			（変更前） 八幡浜市字新町272番1	

## ○愛媛県告示第238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の名称及び介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予 防 事 業 者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
(変更後) 三泰商事株式会社	八幡浜市1478番地	(変更後) 介護支援ショップ八幡浜三泰 商事株式会社	八幡浜市新町276 - 1	平成24年 9月 3日
(変更前) 三泰商事有限会社		(変更前) 介護支援ショップ八幡浜三泰 商事有限会社		
(変更後) 三泰商事株式会社	八幡浜市1478番地	(変更後) 介護支援ショップ西予三泰商 事株式会社	西予市宇和町坂戸330番地 5	平成24年 9月 3日
(変更前) 三泰商事有限会社		(変更前) 介護支援ショップ西予三泰商 事有限会社		

○愛媛県告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予 防 事 業 者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人愛南町社会福祉 協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139 番地	(変更後) 愛南町社協訪問介護事業所	(変更後) 南宇和郡愛南町城辺甲2380番 地	平成24年 9月 1日
		(変更前) 愛南町社協城辺訪問介護事業 所	(変更前) 南宇和郡愛南町城辺甲2420番 地	
社会福祉法人愛南町社会福祉 協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139 番地	(変更後) 愛南町社協訪問入浴事業所	(変更後) 南宇和郡愛南町城辺甲2380番 地	平成24年 9月 1日
		(変更前) 愛南町社協御荘訪問入浴事業 所	(変更前) 南宇和郡愛南町御荘平城2139 番地	

○愛媛県告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称及び特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定介護予防 福祉用具販売事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
(変更後) 三泰商事株式会社	八幡浜市1478番地	(変更後) 介護支援ショップ八幡浜三泰 商事株式会社	八幡浜市新町276 - 1	平成24年 9月 3日
(変更前) 三泰商事有限会社		(変更前) 介護支援ショップ八幡浜三泰 商事有限会社		
(変更後) 三泰商事株式会社	八幡浜市1478番地	(変更後) 介護支援ショップ西予三泰商 事株式会社	西予市宇和町坂戸330番地 5	平成24年 9月 3日
(変更前) 三泰商事有限会社		(変更前) 介護支援ショップ西予三泰商 事有限会社		

○愛媛県告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社城西調剤薬局	松山市空港通七丁目13番1号	有限会社城西調剤薬局八幡浜店	八幡浜市古町1丁目1030-4	平成24年8月15日
鎌田啓祐	八幡浜市大黒町3丁目1526-4	鎌田医院	八幡浜市大黒町3丁目1526-4	平成24年9月30日

○愛媛県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社城西調剤薬局	松山市空港通七丁目13番1号	有限会社城西調剤薬局八幡浜店	八幡浜市古町1丁目1030-4	平成24年8月15日
鎌田啓祐	八幡浜市大黒町3丁目1526-4	鎌田医院	八幡浜市大黒町3丁目1526-4	平成24年9月30日

○愛媛県告示第243号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
呼吸器機能障害	内科	公立学校共済組合四国中央病院	三次実	四国中央市川之江町2233番地	平成25年3月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害	外科	宇和島徳洲会病院	大久保正一	宇和島市住吉町2丁目6番24号	平成25年3月1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	消化器科	瀬戸内海病院	松木克之	今治市北宝来町2丁目4番地9	平成25年3月1日
ぼうこう又は直腸機能障害	消化器科	瀬戸内海病院	小堀陽一郎	今治市北宝来町2丁目4番地9	平成25年3月1日
視覚・聴覚・平衡・音声・言語・肢体不自由	脳神経外科	医療法人弘仁会共立病院	古田茂	西条市三津屋南9番10	平成25年3月1日
肢体不自由・呼吸器機能障害	内科	チヨダクリニック	高橋修	八幡浜市川通1455番地22	平成25年3月1日

○愛媛県告示第244号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
セブンスター石手店	松山市石手一丁目甲260番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後10時	午後11時	平成25年4月1日	平成25年3月8日

		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時45分から午後10時15分まで	午前 8 時45分から午後11時15分まで	
セブンスター三津店	松山市会津町 7 番 1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後10時	午後11時	
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時45分から午後10時15分まで	午前 8 時45分から午後11時15分まで	
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	11箇所	10箇所	
セブンスター石井店	松山市東石井町327番 1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後10時	午後11時	
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時45分から午後10時15分まで	午前 8 時45分から午後11時15分まで	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第245号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域

(1) 牛のブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
2 その他知事の指定する牛	

(2) 牛の結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	四国中央市、新居浜市、今治市（旧越智郡を除く）、東温市、伊予郡、上浮穴郡、北宇和郡

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(3) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	西予市（明浜町、宇和町、野村町大野ヶ原、城川町、三瓶町に限る）
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
月齢又は推定月齢が満24ヶ月齢以上で死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第 6 条第 1 項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第 2 項ただし書きに該当するものを除く。	県下一円

(5) 馬伝染性貧血

実施の対象となる馬の範囲	実施する区域
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれと同一施設内で飼育しているその他の馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれと同一施設内で飼育しているその他の馬	西条市、今治市（旧越智郡に限る）、越智郡
3 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬 4 その他知事の指定する馬	県下一円

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏	県下一円

(7) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又はその死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法
- (2) ヨーネ病  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）又は「牛のヨーネ病防疫対策要領」（平成18年11月 1日付け18消安第8586号農林水産省消費・安全局長通知）に定める方法
- (3) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）  
急速凝集反応法
- (4) 知事の指定するその他の疾病  
知事の指定する方法

○愛媛県告示第246号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚	県下一円

2 実施の期日

平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除に係る保安林の所在場所

新居浜市立川町569の 7、569の10、572の11

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

○愛媛県告示第248号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除に係る保安林の所在場所

新居浜市立川町569の11

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第249号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第 1 項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

（東予地方局管内）

川之江加入区	三島加入区	寒川加入区
大島加入区	多喜浜加入区	新居浜加入区
西条加入区	河原津加入区	

（東予地方局産業経済部今治支局管内）

桜井加入区	大浜加入区	来島加入区
渦浦加入区	津倉加入区	伯方加入区
魚島加入区	弓削加入区	岩城生名加入区

関前加入区	波方加入区	小部加入区
大西加入区	菊間加入区	

(中予地方局管内)

浅海加入区	北条加入区	安居島加入区
野忽那加入区	睦月加入区	興居島加入区
堀江加入区	三津加入区	和気加入区
今出加入区	和気・太山寺加入区	松前加入区
上灘加入区	下灘加入区	

(南予地方局管内)

明浜加入区	吉田加入区	奥南加入区
北灘加入区	下波加入区	遊子加入区
蔦淵加入区	戸島第一加入区	戸島第二加入区
日振島加入区	宇和島第一加入区	宇和島第二加入区
宇和島第三加入区	三浦加入区	

(南予地方局愛南水産課管内)

内海加入区	南内海加入区	深浦加入区
東海加入区	西海加入区	福浦加入区
久良加入区		

(南予地方局産業經濟部八幡浜支局管内)

磯津加入区	川之石加入区	足成加入区
三瓶湾加入区	三崎加入区	

○愛媛県告示第250号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成21年3月愛媛県告示第352号)による保険に付すべき義務は、平成25年3月14日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成25年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

(東予地方局管内)

川之江加入区	三島加入区	寒川加入区
大島加入区	多喜浜加入区	新居浜加入区

西条加入区	河原津加入区
-------	--------

(東予地方局産業經濟部今治支局管内)

桜井加入区	大浜加入区	来島加入区
渦浦加入区	津倉加入区	伯方加入区
魚島加入区	弓削加入区	岩城生名加入区
関前加入区	波方加入区	小部加入区
大西加入区	菊間加入区	

(中予地方局管内)

浅海加入区	北条加入区	安居島加入区
野忽那加入区	睦月加入区	興居島加入区
堀江加入区	三津加入区	和気加入区
今出加入区	和気・太山寺加入区	松前加入区
上灘加入区	下灘加入区	

(南予地方局管内)

明浜加入区	吉田加入区	奥南加入区
北灘加入区	下波加入区	遊子加入区
蔦淵加入区	戸島第一加入区	戸島第二加入区
日振島加入区	宇和島第一加入区	宇和島第二加入区
宇和島第三加入区	三浦加入区	

(南予地方局愛南水産課管内)

内海加入区	南内海加入区	深浦加入区
東海加入区	西海加入区	福浦加入区
久良加入区		

(南予地方局産業經濟部八幡浜支局管内)

磯津加入区	川之石加入区	足成加入区
三瓶湾加入区	三崎加入区	

## ○愛媛県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、南予地方局建設部八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定期日
一般国道	197号	八幡浜市大平375番1から 同市保内町喜木1番耕地65番1まで	平成25年 3月17日

## ○愛媛県告示第252号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	指定する期日
一般国道	197号	八幡浜市大平1番耕地374番1地先から 同市保内町喜木1番耕地65番5地先まで	平成25年 3月17日

## ○愛媛県告示第253号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 指定する道路

道路の種類	路線名	区間	指定する期日
一般国道	197号	八幡浜市字中深1208番3から 同市大平1番耕地374番1地先まで	平成25年 3月17日
"	"	八幡浜市大平1番耕地374番1地先から 同市保内町喜木1番耕地65番5地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町喜木1番耕地65番5地先から 同町宮内2番耕地134番1地先まで	"
県道	八幡浜港線	八幡浜市字沖新田1581番4から 同市字中深1208番3まで	"

## 2 通行方法

- トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみささないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○愛媛県告示第254号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり変更し、平成25年4月分の家賃から適用する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

設置所在地名	団 地 名	建設年度	構造別	数 値	備 考
宇和島市別当三丁目	宮の下	57	耐 火	0.7650	第2号棟に限る。
宇和島市別当三丁目	宮の下	58	耐 火	0.7950	第4号棟に限る。

○愛媛県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市中興字東浦2号171番1から 同字2号171番6地先まで	平成25年 3月15日

○愛媛県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北条市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年 3月15日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 良 幸	松山市院内甲269番地

○愛媛県告示第257号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般-22)第10020号	平成22年12月19日	(有)永居表具商会	永居 栄幸	松山市森松町477-5	平成25年2月4日	内装仕上り事業	建設業の廃止
(般-19)第16241号	平成20年2月6日	昌栄工業	栗山 昌司	松山市平井町2507-2	平成25年2月4日	とび・土工事業	建設業の廃止（法人成り）
(般-22)第16820号	平成23年2月21日	協同社	熊谷 康志	松山市小栗2-4-21	平成25年2月5日	内装仕上り事業	建設業の廃止（法人成り）
(般-23)第15923号	平成23年4月13日	(株)宅建流通えひめ	越智 和利	松山市枝松1-9-33	平成25年2月22日	建築工事業	建設業の廃止
(般-19)第15281号	平成20年3月31日	(株)ジャパンエンジニアリングカンパニー	廣瀬 充宏	松山市東垣生町60-1	平成25年2月27日	とび・土工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	381号	北宇和郡松野町大字蔵生1239番から 同大字1243番1まで	旧	メートル 8.0~18.7	キロメートル 0.230	
			新	11.6~30.0	0.230	



"	"	北宇和郡松野町大字蕨生1277番 1	旧	7.5~12.5	0.041	
			新	10.6~28.3	0.041	
"	"	北宇和郡松野町大字蕨生1364番 1 から 同大字1368番	旧	7.7~14.4	0.194	
			新	11.7~25.0	0.194	

○愛媛県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	嵐田之浜岩松線	宇和島市津島町近家甲1607番 8 から 同町近家甲1607番219まで	旧	メートル 5.7~10.8	キロメートル 0.388	
			新	10.0~14.3	0.388	

○愛媛県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	御内下畑地線	宇和島市津島町横川823番 1	旧	メートル 4.3~6.7	キロメートル 0.037	
			新	9.3~26.2	0.037	

○愛媛県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部及び愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町樽見598番から 同町樽見346番まで	旧	メートル 4.0~13.0 13.0~45.0	キロメートル 0.212 0.222	
			新	13.0~45.0	0.222	

○愛媛県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町御荘平城3269番 3	旧	メートル 6.3 ~ 9.1	キロメートル 0.095	
			新	8.6 ~ 10.1	0.095	

○愛媛県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町御荘平城3210番 8 から 同町御荘平城3211番 4 まで	平成25年 3月15日
"	"	南宇和郡愛南町御荘平城3269番 3	"

○愛媛県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町高瀬4104番 1 から 同町高瀬4098番 1 まで	平成25年 3月15日

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成24年12月3日から平成25年2月17日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成25年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

機械加工

特級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 1

機械加工（普通旋盤作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 9	A 10	A 11	C 1	

金属プレス加工

特級

受 検 番 号	
B	1

機械検査（機械検査作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	C 1	C 3	C 4

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23	B 1

機械保全（機械系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 11
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24
A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27	A 甲 30	A 甲 31	A 甲 32
A 甲 34	A 甲 35	A 甲 36	A 甲 37	A 甲 38	A 甲 39
A 甲 40	A 甲 41	A 甲 42	A 甲 43	A 甲 44	A 甲 47
A 甲 48	A 甲 49	A 甲 52	A 甲 53	A 甲 54	A 甲 55
A 甲 56	A 甲 66	A 甲 68	A 甲 69	A 甲 70	A 甲 71
B 2	B 5	B 7	B 8	B 10	B 12
C 1	C 2	C 3	C 4	C 6	C 7
C 8	C 9	C 10	C 11		

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 10	A 甲 11
A 甲 12	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 19	A 甲 20
A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27	A 甲 28	A 甲 29	A 甲 31
A 甲 32	A 甲 33	A 甲 34	A 甲 35	A 甲 36	A 甲 38
A 甲 39	A 甲 40	A 甲 41	A 甲 44	A 甲 45	A 甲 46
A 甲 49	A 甲 51	A 甲 52	A 甲 53	A 甲 54	A 甲 57
A 甲 58	A 甲 60	A 甲 61	A 甲 62	A 甲 63	A 甲 65
A 甲 66	A 甲 67	A 甲 68	A 甲 69	A 甲 70	A 甲 71
A 甲 72	A 甲 73	A 甲 75	A 甲 76	A 甲 77	A 甲 78
A 甲 80	A 甲 81	A 甲 82	A 甲 83	A 甲 84	A 甲 85
A 甲 86	A 甲 87	A 甲 88	A 甲 89	A 甲 90	A 甲 91
A 甲 92	A 甲 93	A 甲 94	A 甲 100	A 甲 101	A 甲 102
A 甲 103	A 甲 107	A 甲 108	A 甲 109	A 甲 110	A 甲 111
A 甲 116	A 甲 117	A 甲 118	A 甲 123	A 甲 124	A 甲 125
A 甲 127	A 甲 132	A 甲 133	B 1	B 5	B 6

B 7	B 8	B 9	B 10	C 1	C 5
C 7	C 9	C 11	C 12	C 14	C 15
C 17					

機械保全（電気系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 8	C 1	C 4	C 5
C 6	C 7				

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 11
B 1	C 4	C 5			

機械保全（設備診断作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 5	C 14

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	C 1

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 20
A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25	A 甲 26
A 甲 27	A 甲 28	A 甲 29			

半導体製品製造

特級

受 検 番 号
B 1

半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	B 1

2 級

受 検 番 号
B      2

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    2	A 甲    3	A 甲    4

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    1	B        1

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    1 C        1	A 甲    2	A 甲    3	A 甲    4	B        1	B        2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    1	A 甲    3	A 甲    7	A 甲    10	C        1

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

2 級

受 検 番 号
C        1

農業機械整備（農業機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    1 B        1	A 甲    3 B        2	A 甲    4 B        3	A 甲    5 B        5	A 甲    6	A 甲    7

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    1 A 甲    8 A 甲    14 A 甲    20 C        1	A 甲    2 A 甲    9 A 甲    15 A 甲    21	A 甲    3 A 甲    10 A 甲    16 A 甲    22	A 甲    4 A 甲    11 A 甲    17 A 甲    23	A 甲    5 A 甲    12 A 甲    18 B        1	A 甲    6 A 甲    13 A 甲    19 B        2

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 12	A 甲 14	A 甲 15	B 1
B 2	B 3	B 4	C 1	C 3	

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 11
A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 16	B 1	B 2

3 級

受 検 番 号
A 甲 1

プラスチック成形

特級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2

強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

パン製造（パン製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 7	C 1

2 級

受 検 番 号
A 甲 3

菓子製造（洋菓子製造作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

菓子製造（和菓子製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 1	B 2

建築大工（大工工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	C 2	C 4

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 7

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 A 甲 10	A 甲 4 A 甲 11	A 甲 5 C 1	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9

かわらぶき（かわらぶき作業）

2 級

受 検 番 号
C 3

配管（建築配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 A 甲 14	A 甲 4 A 甲 16	A 甲 9 C 1	A 甲 10 C 2	A 甲 11 C 3	A 甲 13

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	C 1

配管（プラント配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 6	A 甲 7

## 2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

## 型枠施工（型枠工事作業）

## 1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	C 1	C 3			

## 鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

## 1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1	C 2	C 4	C 6	C 7
C 8	D 1	D 2			

## 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

## 1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 9	A 甲 10
B 1	B 2	C 1	C 2		

## 2級

受 検 番 号
C 1

## コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

## 1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	B 1

## 2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1	B 2

## 防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

## 1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 3	C 4	C 5

## 防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）

## 1級



受 検 番 号
C      1

内装仕上げ施工（鋼製下地工作業）

1 級

受 検 番 号
D      1

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工作業）

1 級

受 検 番 号
D      1

カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    3	C      1

ガラス施工（ガラス工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    3	C      1

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    3	A 甲    6	A 甲    8	B      2	C      2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    1	A 甲    6	A 甲    9	A 甲    12	B      1	B      2
C      4	C      5	C      6	C      7	C      8	

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    1	A 甲    2

2 級



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1131

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月15日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 763）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 権衡職員の範囲等 )</p> <p><b>第 6 条 省略</b></p> <p>2 条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により職員として採用されたこと（以下「復帰等」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u></p> <p>(2)～(8) 省略</p> <p><b>別記様式（第8条、第9条関係） 単身赴任届兼単身赴任手当認定簿</b></p> <p style="text-align: center;">(表) 省略 (裏) 省略</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">省略</div> <p>記入上の注意</p> <p>1～7 省略</p> <p>8 条例第10条の2第3項に規定する国家公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員又は<u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された職員</u>あつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「復帰」若しくは「採用」と読み替えて記入すること。</p> <p>9～12 省略</p>	<p>( 権衡職員の範囲等 )</p> <p><b>第 6 条 省略</b></p> <p>2 条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) _____</p> <p style="text-align: center;">_____ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により職員として採用されたこと（以下「復帰等」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>(2)～(8) 省略</p> <p><b>別記様式（第8条、第9条関係） 単身赴任届兼単身赴任手当認定簿</b></p> <p style="text-align: center;">(表) 省略 (裏) 省略</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">省略</div> <p>記入上の注意</p> <p>1～7 省略</p> <p>8 条例第10条の2第3項に規定する国家公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員又は _____</p> <p style="text-align: center;">_____ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された職員あつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「復帰」若しくは「採用」と読み替えて記入すること。</p> <p>9～12 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月15日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第9条の2関係）			別表第2（第9条の2関係）		
番号	路 線 名	区 間	番号	路 線 名	区 間
1～21 省略			1～21 省略		
21の2	<u>一般国道197号</u>	八幡浜市字中深1208番3から同市大平1番耕地374番1地先まで			
21の3	<u>一般国道197号</u> <u>（名坂道路）</u>	八幡浜市大平1番耕地374番1地先から同市保内町喜木1番耕地65番5地先まで			
21の4	<u>一般国道197号</u>	八幡浜市保内町喜木1番耕地65番5地先から同町宮内2番耕地134番1地先まで			
22～66の2 省略			22～66の2 省略		
66の3	<u>県道八幡浜港線</u>	八幡浜市字沖新田1581番4から同市中深1208番3まで			
67～122 省略			67～122 省略		

附 則

この規則は、平成25年 3月17日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成25年 3月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
小林朋子後援会	井 伊 真 一	池 田 洋 子	伊予郡砥部町三角736 - 5	平成24年11月1日	
菊池伸二後援会	菊 池 伸 二	菊 池 トヨ子	伊予郡砥部町北川毛290 - 2	平成24年11月7日	
柳田おさむ後援会	柳 田 耕 造	小 野 和 博	伊予郡砥部町高尾田77	平成24年11月13日	

眞木芳文後援会	田 村 真 一	眞 木 民 恵	上浮穴郡久万高原町久万1191 - 1	平成24年11月20日	
日本維新の会衆議院愛媛県第4区支部	桜 内 文 城	山 根 誠 司	宇和島市中央町二丁目 1 - 7	平成24年11月26日	政党の支部
古川孝之後援会	古 川 孝 之	吉 岡 泰	伊予郡砥部町宮内509	平成24年11月26日	
日本維新の会衆議院愛媛県第2選挙区支部	西 岡 新	板 倉 広 透	今治市北日吉町二丁目 6 - 42	平成24年12月 5日	政党の支部
小西まさひろ後援会	谷 原 憲 一	門 田 真 史	伊予郡砥部町高尾田1117	平成24年12月 6日	
渡部けんじ後援会	渡 部 定 男	中 里 史 朗	上浮穴郡久万高原町久万215	平成24年12月 6日	
高橋たもつ後援会	高 橋 保	高 橋 保	西条市神拝甲355 - 1	平成24年12月21日	
井上浩二後援会	井 上 浩 二	青 山 啓 治	西条市小松町北川278	平成24年12月26日	
黒河達也後援会	黒 河 将 仁	黒 河 清 志	西条市北条1573 - 1	平成25年 1月 8日	
川又ゆみえ後援会	川 又 文 丸	川 又 時 美	西条市河原津甲354 - 6	平成25年 1月15日	
藤井武彦後援会	藤 井 武 彦	藤 井 直 樹	西条市小松町新屋敷甲1787	平成25年 1月15日	
頑張れ日本！全国行動委員会・愛媛県本部	田 中 直 子	堀 江 賢 治	伊予市下吾川675	平成25年 1月15日	
一色伸昭後援会	木 原 偉和雄	一 色 正 行	西条市三津屋南9 - 3	平成25年 1月21日	
原田達也後援会	木 村 俊 介	三 原 克 夫	南宇和郡愛南町緑乙3194	平成25年 1月22日	
平岡清樹後援会	平 岡 清 樹	平 岡 勇 二	伊予市上野455 - 47	平成25年 1月23日	
新時代戦略研究会	西 岡 新	安 永 副 美	今治市北日吉町二丁目 6 - 42	平成25年 1月24日	
西岡新後援会	仲 井 祥 泰	安 永 副 美	今治市北日吉町二丁目 6 - 42	平成25年 1月24日	
坂口直樹後援会	坂 口 直 樹	坂 口 岩 美	南宇和郡愛南町緑乙1939 - 2	平成25年 1月25日	
大野鎮司後援会	大 野 鎮 司	大 野 恵 美	伊予市下吾川232 - 184	平成25年 1月25日	
佐伯利彦後援会	佐 伯 安 喜	菅 良 友	西条市丹原町来見甲839	平成25年 1月28日	
改正会	向 井 正次郎	向 井 千 里	伊予市上三谷1432 - 7	平成25年 1月31日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成25年 3月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年 月 日	備 考
大西渡後援会	会 計 責 任 者	大 西 和 子	谷 本 訓 功	平成24年11月 1日	
阪本寿明後援会	主たる事務所の所在地	北宇和郡松野町大字松丸244	北宇和郡松野町大字奥野川965	平成24年11月 5日	
	代 表 者	増 田 善 吉	山 下 恵 太 郎		

	会 計 責 任 者	伊勢屋 重 一	大 谷 日出夫		
稲本たかとし後援会	会 計 責 任 者	河 野 貴 之	大 本 茂 樹	平成24年11月 6日	
白石とおる後援会	主たる事務所の所在地	新居浜市郷一丁目13 - 35	新居浜市久保田町三丁目 9 - 27	平成24年11月 7日	
松山笑顔の会	会 計 責 任 者	福 應 源 輝	白 石 浩 司	平成24年11月22日	
国民の生活が第一愛媛県第2区総支部	名 称	国民の生活が第一愛媛県第2区総支部	国民の生活が第一愛媛県参議院選挙区第1総支部	平成24年11月30日	政党の支部
井村雄三郎後援会	代 表 者	越 智 浩	井 川 幸四郎	平成24年11月30日	
長橋じゅんじ後援会	会 計 責 任 者	福 應 源 輝	白 石 浩 司	平成24年11月30日	
村上誠一郎後援会	代 表 者	大 橋 和 彦	矢 野 寿 樹	平成24年11月30日	
石川かつゆき後援会	主たる事務所の所在地	新居浜市庄内町四丁目 3 - 18	新居浜市坂井町二丁目 2 - 10	平成24年12月 4日	
	会 計 責 任 者	伊 東 省 司	加 藤 友 久		
石川勝行後援会	主たる事務所の所在地	新居浜市庄内町四丁目 3 - 18	新居浜市東田二丁目甲1616 - 1	平成24年12月 4日	
木村文広後援会	代 表 者	山 田 三木男	鳥 生 重 美	平成24年12月17日	
邦友会	名 称	邦友会	武智くのにのり後援会	平成24年12月18日	
自由民主党21世紀愛媛をつくる会	主たる事務所の所在地	松山市空港通一丁目 6 - 27	松山市菟木甲321	平成24年12月20日	政党の支部
自由民主党川内支部	会 計 責 任 者	渡 部 司 朗	細 川 秀 明	平成24年12月25日	政党の支部
伊藤宏太郎後援会	主たる事務所の所在地	西条市福武甲711 - 2	西条市大町1007 - 2	平成24年12月26日	
山下和彦後援会	主たる事務所の所在地	西宇和郡伊方町湊浦1002 - 20	西宇和郡伊方町湊浦1002 - 19	平成25年 1月 8日	
こだま千春後援会	代 表 者	高 橋 司	和 田 正 壽	平成25年 1月15日	
みんなでつくろう伊予市の会	名 称	みんなでつくろう伊予市の会	泉圭一後援会	平成25年 1月15日	
	主たる事務所の所在地	伊予市米湊321	伊予市米湊810 - 1		
坪井つよし後援会	代 表 者	高 橋 典 正	矢 野 咲 雄	平成25年 1月22日	
武田功後援会	代 表 者	渡 辺 清 敏	菅 桂 二	平成25年 1月23日	
自由民主党愛媛県トラック支部	主たる事務所の所在地	松山市井門町1081 - 1	松山市南江戸一丁目 6 - 3	平成25年 1月28日	政党の支部
宇都宮明宏後援会	主たる事務所の所在地	西予市宇和町明石1885 - 2	西予市宇和町明石1489	平成25年 1月28日	
自由民主党愛媛県電気通信支部	主たる事務所の所在地	松山市越智三丁目14 - 70	東温市野田一丁目13 - 2	平成25年 1月28日	政党の支部
	会 計 責 任 者	木 村 規 義	古 河 恭 一		

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に

より、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成25年 3月15日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県新居浜市第三支部	古川 拓 哉	平成24年10月31日
井上 い さ お 後 援 会	二宮 伸 弘	平成24年11月 1日
伊 賀 功 後 援 会	大西 喜 良	平成24年11月 1日
越 智 仁 美 後 援 会	越 智 仁 美	平成24年11月28日
進 藤 武 後 援 会	進 藤 武	平成24年11月28日
大西 よ し 子 後 援 会	高 木 勲	平成24年11月30日
佐々木 龍 後 援 会	高 橋 恭 治	平成24年11月30日
龍 翔 会	佐々木 龍	平成24年11月30日

鈴木 邦 雄 後 援 会	鈴木 邦 雄	平成24年12月14日
栗 林 政 伸 後 援 会	栗 林 政 伸	平成24年12月20日
一 色 達 夫 後 援 会	一 色 達 夫	平成24年12月31日
魚 崎 き よ の り 後 援 会	魚 崎 清 則	平成24年12月31日
合 田 陽 子 後 援 会	大西 慶 彦	平成24年12月31日
中野 寛之を推薦する会	中野 勲	平成24年12月31日
真 鍋 て る み 後 援 会	越 智 優 治 郎	平成24年12月31日
村 上 た い ぞ う 後 援 会	村 上 良 治	平成24年12月31日
渡 部 高 尚 後 援 会	徳 永 紀 代 美	平成24年12月31日
細 川 ひ で あ き 後 援 会	高 木 安 雄	平成25年 1月24日

○愛媛県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成25年 3月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届 出 年 月 日
菊 池 伸 二	砥部町議会議員	菊池伸二後援会	伊予郡砥部町北川毛290 - 2	菊 池 伸 二	平成24年11月 7日
西 岡 新	衆議院議員	新時代戦略研究会	今治市北日吉町二丁目 6 - 42	西 岡 新	平成25年 1月24日
坂 口 直 樹	愛南町議会議員	坂口直樹後援会	南宇和郡愛南町緑乙1939 - 2	坂 口 直 樹	平成25年 1月25日
大 野 鎮 司	伊予市議会議員	大野鎮司後援会	伊予市下吾川232 - 184	大 野 鎮 司	平成25年 1月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散の届出があった。

平成25年 3月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	備 考
越 智 仁 美	四国中央市議会議員	越智仁美後援会	四国中央市三島中央五丁目 1 - 2	越 智 仁 美	平成24年11月28日	
進 藤 武	四国中央市議会議員	進藤武後援会	四国中央市豊岡町大町1864 - 1	進 藤 武	平成24年11月28日	
佐々木 龍	新居浜市長	龍翔会	新居浜市松原町15 - 23	佐々木 龍	平成24年12月 3日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成25年 3月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
石川勝行後援会	主たる事務所の所在地	新居浜市庄内町四丁目 3 - 18	新居浜市東田二丁目甲1616 - 1	平成24年12月 4日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第 8 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第 1 項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成25年 3月15日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 選挙権を有する者の総数 13,137
- 2 選挙権を有する者の総数の 3分の 1 の数 4,379

○愛媛県選挙管理委員会告示第 9 号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成25年 3月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年12月16日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

愛媛県第 1 区	24,995,500円
愛媛県第 2 区	25,645,000円
愛媛県第 3 区	23,166,100円
愛媛県第 4 区	22,619,000円

3 報告書の要旨

- (1) 愛媛県第 1 区

候補者氏名	池 本 俊 英	候補者届出政党	日本維新の会	平成24年11月21日から 1 期 間 第 回分
出納責任者氏名	杉 山 淳 一			平成25年 1月18日まで 2

収 入

主たる寄附

（氏名・団体名）

（職業）

（寄附額）

支 出

人件費

家屋費

選挙事務所費

集会会場費

通信費

交通費

印刷費

広告費

文具費

食糧費

休泊費

雑 費

今 回 計

総 計

1,110,000円（ 0円）

60,270（ 0 ）

0（ 0 ）

60,270（ 0 ）

81,142（ 0 ）

5,810（ 0 ）

1,841,380（ 0 ）

395,297（ 0 ）

83,445（ 0 ）

79,473（ 0 ）

0（ 0 ）

18,474（ 0 ）

3,675,291（ 0 ）

3,675,291（ 0 ）

その他の寄附

0件

0

その他の収入

4,004,625

今 回 計

4,004,625

総 計

4,004,625

	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ピラの作成	462,700円



支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	1,116,180円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,236,677円

報告書受理年月日	24 12 30 平成 年 月 日	1 第 回 報 告 分
	25 1 23	2

候補者氏名	郡 昭 浩	所属党派	無 所 属	平成24年11月20日から
出納責任者氏名	郡 昭 浩			期 間 第1回分 平成24年12月15日まで

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0円 ( 0円 )	
		0円	家屋費	0 ( 0 )	
			選挙事務所費	0 ( 0 )	
			集会会場費	0 ( 0 )	
			通信費	0 ( 0 )	
			交通費	0 ( 0 )	
			印刷費	24,720 ( 0 )	
			広告費	0 ( 0 )	
			文具費	0 ( 0 )	
その他の寄附	0件	0	食糧費	0 ( 0 )	
その他の収入		50,000	雑 費	0 ( 0 )	
今 回 計		50,000	今 回 計	24,720 ( 0 )	
総 計		50,000	総 計	24,720 ( 0 )	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 24 年 12 月 27 日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

候補者氏名	塩崎 恭久	候補者届出政党	自由民主党	平成24年11月19日から	1
出納責任者氏名	小泉 泰方			期 間	第 回分
				平成25年 1月23日まで	2

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
自由民主党		13,000,000円
日本商工連盟		100,000
愛媛県珠算普及政治連盟		50,000
四国税理士政治連盟愛媛県支部		500,000
全国土地家屋調査士政治連盟		100,000
日本弁護士政治連盟		100,000
愛媛県石油政治連盟		50,000
愛媛県不動産政治連盟		100,000
日本建築士事務所政経研究会		100,000
T K C 四国政経研究会		100,000
T K C 全国政経研究会		500,000
全国質屋組合連合会		200,000
全国たばこ耕作者政治連盟		100,000
全国たばこ耕作者政治連盟四国支部		50,000
愛媛県歯科医師連盟		200,000
全国珠算教育普及政治連盟愛媛県支部		50,000
日本精神科病院政治連盟		2,000,000
全国社会保険労務士政治連盟		200,000
全国理容政治連盟中央会		200,000
日本公認会計士政治連盟		1,500,000
全国公衆浴場業政治連盟		200,000
全国商店街政治連盟		50,000
日本果樹政治連盟		300,000
愛媛県社会保険労務士政治連盟		500,000
全国美容政治連盟		500,000
日本税理士政治連盟		100,000
自動車流通政経懇話会		500,000
全国配置家庭薬業政治連盟		100,000
日本柔道整復師連盟		500,000
全日本不動産政治連盟		200,000
日本薬業政治連盟		500,000
日本薬剤師連盟		500,000
日販協政治連盟		50,000
全国美術商懇話会		200,000
青木 建明	無 職	120,000
久保 香菜子	無 職	120,000
古泉 幸恵	無 職	120,000
田村 千鶴	無 職	120,000
藤井 大輔	無 職	120,000
村上 浩子	無 職	120,000
森池 亜佑美	無 職	120,000

支 出

人件費	1,908,000円 ( 0円 )
家屋費	4,094,189 ( 0 )
選挙事務所費	3,365,749 ( 0 )
集会会場費	728,440 ( 0 )
通信費	1,742,408 ( 0 )
交通費	979,522 ( 0 )
印刷費	3,191,506 ( 0 )
広告費	5,286,760 ( 0 )
文具費	546,313 ( 0 )
食糧費	200,311 ( 0 )
宿泊費	0 ( 0 )
雑 費	279,032 ( 0 )

その他の寄附	1 件	10,000		
その他の収入		4,625		
今 回 計		24,254,625	今 回 計	18,228,041 ( 0 )
総 計		24,254,625	総 計	18,228,041 ( 0 )

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	613,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	77,242円
	計	1,777,998円

報告書受理年月日	24 12 30 平成 年 月 日	1 第 回 報 告 分
	25 1 24	2

候補者氏名	田 中 克 彦	候補者届出政党	日 本 共 産 党	平成24年11月16日から 期 間 第 1 回 分
出納責任者氏名	小 路 貴 之			平成24年12月25日まで

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	110,000円 ( 0円 )
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	87,875 ( 0 )
日本共産党中予地区委員会		222,875円	選挙事務所費	80,000 ( 0 )
日本共産党愛媛県委員会		3,000,000	集合会場費	7,875 ( 0 )
			通信費	0 ( 0 )
			交通費	0 ( 0 )
			印刷費	286,950 ( 0 )
			広告費	178,800 ( 0 )
			文具費	0 ( 0 )
			食糧費	0 ( 0 )
その他の寄附	0 件	0	休泊費	0 ( 0 )
その他の収入		500,000	雑 費	0 ( 0 )
今 回 計		3,722,875	今 回 計	663,625 ( 0 )
総 計		3,722,875	総 計	663,625 ( 0 )

	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円

支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 24 年 12 月 29 日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

候補者氏名	永 江 孝 子	候補者届出政党	民 主 党	平成24年11月15日から
出納責任者氏名	永 江 弘 喜			期 間 第 1 回 分 平成24年12月27日まで

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

民主党愛媛県総支部連合会

民主党

民主党愛媛県第1区総支部

その他の寄附

その他の収入

今 回 計

総 計

(職業)

(寄附額)

3,000,000円

5,000,000

188,028

0件

4,625

8,192,653

8,192,653

支 出

人件費

家屋費

選挙事務所費

集会会場費

通信費

交通費

印刷費

広告費

文具費

食糧費

休泊費

雑 費

今 回 計

総 計

892,200円 ( 0円)

355,339 ( 0 )

188,028 ( 0 )

167,311 ( 0 )

390,830 ( 0 )

64,626 ( 0 )

1,313,500 ( 0 )

1,373,778 ( 0 )

220,000 ( 0 )

249,502 ( 0 )

0 ( 0 )

99,481 ( 0 )

4,959,256 ( 0 )

4,959,256 ( 0 )

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	511,000円
	ポスターの作成	540,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	159,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	117,600円
	計	1,790,100円

報告書受理年月日	平成 24 年 12 月 30 日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

(2) 愛媛県第2区

候補者氏名	竹中由美子	候補者届出政党	日本共産党	平成24年11月26日から 第1回分 平成24年12月26日まで
出納責任者氏名	中尾 暁子			

収 入				支 出	
主たる寄附				人件費	0円 ( 0円 )
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費	162,000 ( 0 )
日本共産党東予地区委員会		500,000円		選挙事務所費	162,000 ( 0 )
日本共産党中予地区委員会		500,000		集会会場費	0 ( 0 )
日本共産党愛媛県委員会		3,000,000		通信費	0 ( 0 )
				交通費	0 ( 0 )
				印刷費	297,465 ( 0 )
				広告費	121,220 ( 0 )
				文具費	0 ( 0 )
				食糧費	0 ( 0 )
その他の寄附	1件	12,000		休泊費	0 ( 0 )
その他の収入		0		雑費	7,315 ( 0 )
今回計		4,012,000		今回計	588,000 ( 0 )
総計		4,012,000		総計	588,000 ( 0 )

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成24年12月27日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	友近聡朗	候補者届出政党	日本未来の党	平成24年11月16日から 第1回分 平成25年1月21日まで
出納責任者氏名	森 恵 美			

収 入				支 出	
主たる寄附				人件費	1,345,600円 ( 0円 )
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費	658,265 ( 0 )
国民の生活が第一		5,000,000円		選挙事務所費	658,265 ( 0 )
中野寛之	会社員	120,000		集会会場費	0 ( 0 )
山本賢史	自営業	120,000		通信費	123,353 ( 0 )
植田正美	会社員	120,000		交通費	127,115 ( 0 )

桧垣美香	会社員	86,000	印刷費	1,510,000 ( 0 )
越智仁幸恵	会社員	107,600	広告費	1,457,355 ( 0 )
			文具費	175,980 ( 0 )
			食糧費	33,610 ( 0 )
その他の寄附	3件	72,000	休泊費	23,090 ( 0 )
その他の収入		0	雑費	133,350 ( 0 )
今回計		5,625,600	今回計	5,587,718 ( 0 )
総計		5,625,600	総計	5,587,718 ( 0 )

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
		選挙運動用通常葉書の作成
	ピラの作成	487,000円
	ポスターの作成	760,500円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	201,600円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	77,242円
	計	2,109,170円

報告書受理年月日	24 12 29 平成 年 月 日	1 第 回 報 告 分
	25 1 28	2

候補者氏名	西岡新	候補者届出政党	日本維新の会	平成24年11月24日から 1 期 間 第 回 分
出納責任者氏名	安永副美			平成25年1月22日まで 2

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	960,000円 ( 0円 )
		0円	家屋費	327,330 ( 0 )
			選挙事務所費	327,330 ( 0 )
			集会会場費	0 ( 0 )
			通信費	73,578 ( 0 )
			交通費	11,500 ( 0 )
			印刷費	1,701,700 ( 0 )
			広告費	662,592 ( 0 )
			文具費	178,891 ( 0 )
			食糧費	46,961 ( 0 )
その他の寄附	0件	0	休泊費	0 ( 0 )
その他の収入		3,000,000	雑費	97,686 ( 0 )
今回計		3,000,000	今回計	4,060,238 ( 0 )
総計		3,000,000	総計	4,060,238 ( 0 )

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	225,000円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,014,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	157,500円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	117,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,976,200円

報告書受理年月日	24 12 27 平成 年 月 日	1 第 回 報 告 分
	25 2 4	2

候補者氏名	村上 誠一郎	候補者届出政党	自由民主党	平成24年11月17日から 1 期 間 第 2 回 分
出納責任者氏名	清 水 等			平成25年 2月 5日 まで 3

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

自由民主党愛媛県第二選挙区支部

全国不動産政治連盟

その他の寄附

その他の収入

今 回 計

総 計

(職業)

(寄附額)

2,000,000円

500,000

0件

6,000,000

8,500,000

8,500,000

支 出

人件費

家屋費

選挙事務所費

集会会場費

通信費

交通費

印刷費

広告費

文具費

食糧費

休泊費

雑 費

今 回 計

総 計

1,217,675円 ( 0円 )

1,307,783 ( 0 )

1,201,120 ( 0 )

106,663 ( 0 )

524,510 ( 0 )

120,965 ( 0 )

1,975,076 ( 0 )

1,398,125 ( 0 )

95,241 ( 0 )

168,094 ( 0 )

183,130 ( 0 )

298,541 ( 0 )

7,289,140 ( 0 )

7,289,140 ( 0 )

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,149,876円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円

	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,590,701円

報告書受理年月日	24 12 30 平成 25 年 1 月 25 日 25 2 6	1 第 2 回 報 告 分 3
----------	--	-----------------------

(3) 愛媛県第3区

候補者氏名	植 木 正 勝	候補者届出政党	日 本 共 産 党	平成24年11月25日から 期 間 第 1 回 分 平成24年12月21日まで
出納責任者氏名	一 色 一 正			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0円 ( 0円 )
日本共産党東予地区委員会		800,000円	家屋費	100,000 ( 0 )
日本共産党愛媛県委員会		3,000,000	選挙事務所費	100,000 ( 0 )
			集会会場費	0 ( 0 )
			通信費	0 ( 0 )
			交通費	0 ( 0 )
			印刷費	0 ( 0 )
			広告費	57,000 ( 0 )
			文具費	3,983 ( 0 )
			食糧費	0 ( 0 )
その他の寄附	0件	0	休泊費	0 ( 0 )
その他の収入		0	雑 費	2,425 ( 0 )
今 回 計		3,800,000	今 回 計	163,408 ( 0 )
総 計		3,800,000	総 計	163,408 ( 0 )

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 24 年 12 月 28 日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------



候補者氏名	白石 徹	候補者届出政党	自由民主党	平成24年11月16日から 1 期 間 第 回分
出納責任者氏名	熊野 宏 昭			平成25年 1月30日まで 2

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,466,050円 ( 0円 )
加藤 英 樹	会 社 員	120,000円	家屋費	176,400 ( 0 )
神岡 敦 子	会 社 員	40,000	選挙事務所費	132,300 ( 0 )
曾我部 孝	会 社 員	120,000	集会会場費	44,100 ( 0 )
高木 知衣子	会 社 員	40,000	通信費	262,181 ( 0 )
武政 美 佳	会 社 員	40,000	交通費	99,366 ( 0 )
中野内 登美子	無 職	120,000	印刷費	1,294,065 ( 0 )
その他の寄附	0 件	0	広告費	1,468,885 ( 0 )
その他の収入		5,000,000	文具費	232,551 ( 0 )
今 回 計		5,480,000	食糧費	20,268 ( 0 )
総 計		5,480,000	休泊費	0 ( 0 )
			雑 費	71,094 ( 0 )
			今 回 計	5,090,860 ( 0 )
			総 計	5,090,860 ( 0 )

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ピラの作成	462,000円
	ポスターの作成	566,415円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	189,000円
	計	1,842,271円

報告書受理年月日	24 12 29 平成 年 月 日	1 第 回 報 告 分
	25 2 5	2

候補者氏名	白石 洋 一	候補者届出政党	民 主 党	平成24年11月10日から 1 期 間 第 2 回分
出納責任者氏名	叶谷 信 之			平成25年 2月20日まで 3

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,631,900円 ( 0円 )
民主党本部		5,000,000円	家屋費	185,300 ( 0 )
民主党愛媛県第3区総支部		60,000	選挙事務所費	109,200 ( 0 )
民主党愛媛県総支部連合会		3,000,000	集会会場費	76,100 ( 0 )
			通信費	4,200 ( 0 )

その他の寄附	0件	0	交通費	10,750 ( 0 )
その他の収入		0	印刷費	1,863,556 ( 0 )
今 回 計		8,060,000	広告費	1,014,064 ( 0 )
総 計		8,060,000	文具費	29,372 ( 0 )
			食糧費	423,071 ( 0 )
			休泊費	22,400 ( 0 )
			雑 費	77,204 ( 0 )
			今 回 計	5,261,817 ( 0 )
			総 計	5,261,817 ( 0 )

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ピラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,138,356円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	159,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	190,000円
	計	2,414,748円

報告書受理年月日	24 12 30 平成 25 年 1 月 9 日 25 2 21	1 第 2 回 報 告 分 3
----------	--	-----------------------

候補者氏名	森 夏 枝	候補者届出政党	日本維新の会	平成24年11月26日から 期 間 第 1 回 分
出納責任者氏名	白 木 と し 子			平成24年12月30日まで

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 0円	人件費	0円 ( 0円 )
			家屋費	208,000 ( 0 )
			選挙事務所費	208,000 ( 0 )
			集会会場費	0 ( 0 )
			通信費	25,000 ( 0 )
			交通費	0 ( 0 )
			印刷費	1,565,000 ( 0 )
			広告費	818,462 ( 0 )
			文具費	0 ( 0 )
			食糧費	73,924 ( 0 )
その他の寄附	0件	0	休泊費	0 ( 0 )
その他の収入		3,000,000	雑 費	62,551 ( 0 )
今 回 計		3,000,000	今 回 計	2,752,937 ( 0 )
総 計		3,000,000	総 計	2,752,937 ( 0 )

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	245,000円
	ビラの作成	420,000円
	ポスターの作成	900,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	175,000円
	計	2,102,356円

報告書受理年月日	平成 24 年 12 月 31 日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

(4) 愛媛県第4区

候補者氏名	桜 内 文 城	候補者届出政党	日本維新の会	平成24年11月1日から 1 期 間 第 回 分
出納責任者氏名	鎌 江 晋			平成25年1月21日まで 2

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	720,000円 ( 0 円 )
大功会		68,000円	家屋費	116,000 ( 0 )
井上 勝一	会社役員	100,000	選挙事務所費	115,000 ( 0 )
藤岡 貴美子	会社役員	1,000,000	集会会場費	1,000 ( 0 )
日本弁護士政治連盟		50,000	通信費	81,087 ( 0 )
中城 敏	病院院長	500,000	交通費	220,969 ( 0 )
大塚 忠	会社社長	500,000	印刷費	1,888,844 ( 0 )
中村 博彦	参議院議員	1,000,000	広告費	1,080,461 ( 0 )
菅原 正明	自営業	100,000	文具費	14,125 ( 0 )
その他の寄附	0件	0	食糧費	269,389 ( 0 )
その他の収入		3,000,000	休泊費	367,350 ( 0 )
今 回 計		6,318,000	雑 費	132,694 ( 0 )
総 計		6,318,000	今 回 計	4,890,919 ( 0 )
			総 計	4,890,919 ( 0 )

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,163,644円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円	

	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,444,305円

報告書受理年月日	平成 24 年 12 月 28 日	第 1 回 報 告 分
	平成 25 年 1 月 31 日	第 2 回 報 告 分

候補者氏名	高橋英行	候補者届出政党	民主 党	平成24年11月15日から	1
出納責任者氏名	新田耕士			期 間	第 回 分
				平成25年1月21日まで	2

収 入			支 出		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			
主たる寄附			人件費	2,370,000円	( 0 円 )
民主党愛媛県総支部連合会		3,000,000円	家屋費	918,850	( 0 )
民主党本部		5,000,000	選挙事務所費	913,850	( 0 )
民主党愛媛県第4区総支部		400,000	集会会場費	5,000	( 0 )
その他の寄附	0件	0	通信費	37,578	( 0 )
その他の収入		330,000	交通費	406,383	( 0 )
今 回 計		8,730,000	印刷費	3,288,558	( 0 )
総 計		8,730,000	広告費	866,500	( 0 )
			文具費	0	( 0 )
			食糧費	169,590	( 0 )
			休泊費	137,665	( 0 )
			雑 費	5,250	( 0 )
			今 回 計	8,200,374	( 0 )
			総 計	8,200,374	( 0 )

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ピラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,163,644円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,444,305円

報告書受理年月日	平成 24 年 12 月 30 日	第 1 回 報 告 分
	平成 25 年 2 月 27 日	第 2 回 報 告 分

候補者氏名	西井直人	候補者届出政党	日本共産党	平成24年11月28日から	1
出納責任者氏名	山本弘志			期 間	第 回分
				平成25年 1月18日まで	2

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0円 ( 0円 )	
日本共産党愛媛県委員会		3,000,000円	家屋費	100,000 ( 0 )	
日本共産党南予地区委員会		800,000	選挙事務所費	100,000 ( 0 )	
			集会会場費	0 ( 0 )	
			通信費	0 ( 0 )	
			交通費	0 ( 0 )	
			印刷費	454,799 ( 0 )	
			広告費	78,420 ( 0 )	
			文具費	14,900 ( 0 )	
			食糧費	0 ( 0 )	
その他の寄附	0件	0	休泊費	38,500 ( 0 )	
その他の収入		0	雑 費	420 ( 0 )	
今 回 計		3,800,000	今 回 計	687,039 ( 0 )	
総 計		3,800,000	総 計	687,039 ( 0 )	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ピラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	24 12 31 平成 年 月 日	1 第 回 報 告 分
	25 1 23	2

候補者氏名	山本公一	候補者届出政党	自由民主党	平成24年11月20日から	1
出納責任者氏名	新津昌雄			期 間	第 回分
				平成25年 1月25日まで	2

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,507,300円 ( 0円 )	
自由民主党愛媛県第四選挙区支部		6,500,000円	家屋費	194,024 ( 0 )	
			選挙事務所費	145,934 ( 0 )	
			集会会場費	48,090 ( 0 )	
			通信費	297,495 ( 0 )	

			交通費	217,465 ( 0 )
			印刷費	1,898,615 ( 0 )
			広告費	1,504,031 ( 0 )
			文具費	3,418 ( 0 )
			食糧費	317,912 ( 0 )
その他の寄附	0 件	0	休泊費	492,304 ( 0 )
その他の収入		0	雑 費	238,093 ( 0 )
今 回 計		6,500,000	今 回 計	6,670,657 ( 0 )
総 計		6,500,000	総 計	6,670,657 ( 0 )

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,160,880円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,441,541円

報告書受理年月日	24 12 27 平成 年 月 日	1 第 回 報 告 分
	25 2 8	2